



第3章

施策内容



第3章の見方

実施主体

- 行 … 行政（市・県・国など）
 民 … 民間（社会福祉法人、任意団体など）
 地 … 地域社会（コミュニティセンター、子育て当事者など）

より主体性が高いものを大きく表示しています。

実施主体を表示しています。

カテゴリー

- 啓発
- 経済的支援
- 体制・環境
- 支援
- 共働き・共育て
- 学び・体験

施策のカテゴリーを表示しています。

方針	具体的な取組	主体
児童の健全育成と仕事と家庭の両立支援 子 児童クラブの設置により、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の、放課後や長期休業中の預かりを実施し、仕事と子育てが両立しやすい環境を整えます。	●公設放課後児童クラブ（地域の運営委員会に委託）の充実 目標値設定 ・核家族化の進展や共働き家庭の増加等による、児童クラブの利用者の増加に対するための施設整備 ・利用体制の強化を図るための政策や、市が設置する児童クラブの運営	行 民 地
こどもの居場所づくりを支援 福 子ども食堂運営団体の活動を支援することにより、世代間交流の場とこどもの居場所づくりを支援します。	●放課後子ども教室との連携強化 ・放課後子ども教室との連携強化促進のため、スタッフの合同研修を実施	行 民 地
居場所づくりの推進 市 未来を担うこどもたちが、誰ひとり取り残されず社会の中で安心できる居場所を持ちながら成長することをめざします。	新規開設・事業拡充助成 ・運営、こどもの居場所を増やすための経費や新規開設・事業拡充経費 支援方法の検討 ・担い手となる民間団体との連携・	行 民

担当課を表示しています。

コラムとして取り上げている事業を表示しています。

重点的な取組については、目標値を設定しています。

こどもの意見を反映している事業を表示しています。

担当課

- | | | |
|--------------------|------------------------|--------------------|
| 子 … 子ども政策課 | 保 … 保育幼稚園課 | 健 … 健康増進課 |
| 市 … 市民活動支援課 | 福 … 福祉推進課 | |
| 政 … 政策企画課 | 自 … 自治振興課 | 縁 … 縁結び定住課 |
| 総 … 総務課 | 生 … 生活・消費相談センター | 情 … 情報政策課 |
| 人 … 人権同和政策課 | 防 … 防災安全課 | 図 … 出雲中央図書館 |
| 文 … 文化スポーツ課 | 産 … 産業政策課 | 都 … 都市計画課 |
| 教 … 教育政策課 | 学 … 学校教育課 | 児 … 児童生徒支援課 |
| 給 … 学校給食課 | | |

I こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

- ◆ こどもを権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ります。

こどもは、自立した個人であり、生まれながらにして権利の主体です。全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないように、最善の利益を図り施策を推進します。

- ◆ こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます。

こどもの意見を尊重し、意見を表明しやすい環境づくりを行います。また、困難な状況に置かれたこどもや意見を述べるのが困難なこどもについて十分な配慮を行います。

1. こどもの権利の啓発と学習機会の充実

	方針	具体的な取組	主体
啓発	多様な価値観を認め人権意識を高める 人 一人ひとりが人権の意義や重要性を理解し相手の立場に立って行動できるよう、幼児期から人権教育・啓発を推進し、国籍、性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無などに関わらず、一人ひとりが大切にされ、支え合う地域社会の実現をめざします。	●各種啓発による家庭における人権教育の推進 ・小学校入学前のこどもの保護者に向けた人権パンフレットの配布 ●家庭教育に関する学習機会の充実 ・保育所・幼稚園の保護者を対象とした人権に関する研修会に同和教育啓発指導員を派遣	
	児童虐待の発生予防 子 こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止を図ります。	●児童虐待防止の啓発・研修 1目標設定 ・家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、「オレンジボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として街頭啓発・パネル展示、研修等、集中的な啓発を実施 ・保護者への児童虐待防止のチラシ配布や広報誌への掲載による啓発	
	ヤングケアラーの理解促進 子  ヤングケアラーの相談支援につなげるため、ヤングケアラーの正しい理解の推進と周知啓発に努めます。	●ヤングケアラーの啓発 ・ヤングケアラーに関する研修会の開催や、チラシ等の配布	
	障がい者理解教育の推進 児 障がいの有無に関わらず、お互いを理解し尊重しあいながら学校生活を送ることができるようにする「障がい者理解教育」を推進します。	●研修の充実 ・特別支援教育推進のための研修を開催 ●障がい者理解教育の推進 ・障がいに応じた学びの場の理解を促すために、就学相談説明会を実施 ・全年長児の保護者に、市の特別支援教育についてのパンフレットを配布	
	教職員の人権意識の高揚と指導力の向上 学 全ての人々の人権が尊重される民主的な社会の実現をめざし、「同和教育の成果を生かした人権教育」の取組を推進します。	●同和教育啓発指導員による教職員研修・指導 ・同和教育啓発指導員の学校訪問を通じて、校内推進体制の整備や校内研修、研究授業への指導・助言を実施	
	同和問題学習・人権学習の充実 学 人権課題についての正しい理解を深めるため、同和問題学習や人権学習を実施します。	●同和問題学習や人権学習の計画的な実施 ・市内小・中学校や地域社会における人権・同和教育の推進を図るため、市内小・中学校の教員を人権・同和教育推進員に任命し啓発を実施	

I — こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II — ライフステージにに応じた支援

III — 成長できるこどもが健やかに

IV — やさしいまちづくり

V — 数値目標の設定

Summa

コラム 2

～ヤングケアラーって?～

- 本来大人が担うべき家事や家族の世話等を日常的に行うことで学校生活や学習に支障をきたしている「ヤングケアラー」が、こども自身の権利が守られていないとして、近年、社会的に大きく注目されています。
- 令和6年(2024)6月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーを「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」として、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として明記されました。
- 本市でもヤングケアラーへの支援策の参考とするため、令和5年度(2023)に実態調査を実施しました。調査の結果、ヤングケアラーについて「**聞いたことがあり、内容も知っている**」と回答した割合は、**中学2年生が27.3%、高校2年生が49.5%**であり、認知度は高くありませんでした。
※令和5年度(2023)当時の結果。調査の結果については第1章P25、26
- 研修の開催や商業施設でのパネル展示等を通じ、啓発を進め理解促進に努めます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁「ヤングケアラー特設サイト」

パネル展示の様子



2. こどもの意見表明の機会の確保

	方針	具体的な取組	主体
学び・体験	こどもの声をまちづくりに取り入れる 政 Column 3 未来の出雲市を担う若年世代の意見を今後の市の施策の反映に役立てていきます。	●高校生アンケート ・本市への愛着や定住意向、今後のまちづくり施策に求めることなどに関する意見を把握するため、市内の高校3年生を対象にアンケートを実施	行
	地域や社会との関わりを養う 学 Column 3 主体的に社会に関わる実践意欲や態度を養います。	●市内中学生による出雲市中学生サミット ・市内公立中学校から生徒が参加し、他校の生徒との意見交換を通して、本市の良さや将来に向けて必要なことなどを考える「出雲市中学生サミット」を開催	行
	ふるさとへの愛着と主体的な関わり 学 Column 3 将来を担う中学生に本市の将来について主体的に関わろうとする意欲や態度の醸成を図ります。	●市長による中学校訪問 ・本市の魅力や潜在力、将来に向けた課題や施策等を語ることで、ふるさとへの愛着心、主体的に地域と関わろうとする意欲や態度を育むとともに、キャリア形成・社会参画への姿勢を学ぶ機会として実施	行 民 地
体制・環境	こどもの意見の施策反映 子 Column 3 こどもの最善の利益を優先的に考慮するため、こどもの意見を反映させるために必要な取組を進めます。	●こどもの意見を反映させる仕組みづくり ・政策立案・実施において、こどもの意見を聴き、反映し、フィードバックするための全庁的な仕組みづくりの検討	行
	高等学校との連携 総 Column 3 高等学校が進める総合的な探究の時間におけるふるさと教育やキャリア教育を支援し、充実を図ります。	●高校生の地域における人づくり、地域づくりに関する活動参加促進 ・市内高等学校で実施する課題探究活動や地域団体との連携・協働した活動において、助言・協力 ・市内県立高等学校のコンソーシアムの運営に協力	行 地

I
こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II
一
ライフステージに応じた支援

III
すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

IV
やさしいまちづくり

V
数値目標の設定

- こどもも大人と等しく一人ひとり権利があり、意見を述べ重視される権利があります。
- こども基本法においても、こども施策を策定、実施、評価するときは、こども・子育て当事者の意見を聴いて反映するために必要な対応をすることとされています。

意見反映について聞いてみました！

出雲高校・出雲商業高校・
市内の中学生からの意見
(一部抜粋 ※令和6年度(2024)実施)

どのような方法であれば意見を言いやすい？

インターネット・SNSを通じて...

- ・市の公式 SNS (X・YouTube・LINE)、Instagram など
- ・ホームページの意見箱
- ・学校の個人端末やスマホから気軽に参加できるよう、二次元コードを配る。
- ・アプリを作る。

対面で...

- ・カフェなどのゆっくりできる場所、リラックスできる場所
- ・対面の交流会
- ・市の担当者に直接話す。
- ・イベント・祭りなどでアンケートをする。

学校を通じて...

- ・学校の授業に組み込んでグループで話し合う。
- ・学校でのアンケート(タブレット端末で)
- ・みんなが一斉に答えなきゃいけない!みたいな状況(学校で配られるアンケートなど)

こうしてほしい！

- ・個人情報that漏れることがないような場所
- ・答えていて楽しいと思えるようなもの(特典があるなど)
- ・実現してくれた事案を紹介してくれると言いやすい。
- ・自分からは発信しにくいけど、アンケートの場合だと意見を伝えやすい。
- ・意見箱を学校や市役所、大型商業施設に設置する。
- ・こどもや若者に、出雲市に対して興味や関心を持ってもらう必要があると思う。

この意見をまとめると...

- SNSだと意見が言いやすいという意見や、対面の交流会など直接話した方が言いやすいという意見など、人によって、意見を言いやすい環境は異なり、色々な方法を組み合わせることで、よりたくさんの意見を聴くことができることが分かりました。
- また、リラックスできる場所や匿名で回答できる等の「意見が言いやすい場づくり」や、意見を実現した事例を紹介する等の「意見のフィードバック」が意見の言いやすさにつながることも分かりました。
- こどもの意見を聴く手法は様々ありますが、意見を聴く目的や対象とすることにも合わせて手法を選択し、複数の手法を組み合わせることや、意見を言いやすい環境づくり、意見に対してのフィードバックが重要です。

これまで自分たちのことで、大人が決めることが多かったと思います。
これまでにどのようなときにどのようなことを言いたかったですか？

制服・髪型

- ・髪型やゴムの色まで指定しなくてもいいのでは。
- ・制服の変更などは、実際に着る生徒の意見を取り入れてほしい。
- ・制服で下校しなければならないが、着替える時間が無駄だし、部活のあと制服になるのが嫌だった。
- ・ほかの学校は私服登校だったが、自分の小学校は制服だった。

学校の決まり

- ・スマホの使用制限
- ・修学旅行や遠足の行先や内容
- ・エアコンの温度やオン・オフのタイミング
- ・夏休みのラジオ体操
- ・男子の更衣室も作ってほしい。
- ・体育祭などの大きな行事が縮小されて寂しい。

こうしてほしい！

- ・決まりについて納得のいく説明がないことが多い。
- ・昔と比べて決めないでほしい。新しい取組を受け入れてもらえなかった。
- ・校則にある服装について、意見する機会が少なかった。
- ・コロナ禍で職場体験がなくなった。生徒も代替案を考える時間を作ってほしかった。
- ・様々な校則について、なぜ必要なのか。
- ・今はジェンダーレスな時代で自分の好きな恰好をしたいのに、こども・学生だからという決められるのは窮屈
- ・こどもが関わることには、こどもが意見を言える機会がほしい。

この意見をまとめると・・・

- 校則・制服などの伝統・ルールについてや、何かを変更するときに、言いたいことがあっても言えなかった経験があることが分かりました。
- また、もし意見どおりにならないとしても、「きちんとした説明」を行うことによる合意形成が重要です。



出雲高等学校
「地域創生に向けた高校生
からの提案」の一場面



出雲商業高等学校
「3年生による課題研究」の
一場面



「市長の中学校訪問」の
一場面

～みなさんから寄せられた意見～

「高校生アンケート」や、「出雲市中学生サミット」、「市長の中学校訪問」により、こどものみなさんの意見を聴きました。（令和6年度（2024）実施）

① 高校生アンケート

市内の高校生を対象に現在の出雲市をどのように捉えているのか、また、将来に対する希望等について意見を聴き、今後の本市の施策に反映していくため、アンケートを実施しました。

※アンケート結果の詳細については、市のホームページ「高校生意識調査の結果」(<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1655787856549/index.html>)をご覧ください。

※以下の結果は、市内の高等学校及び特別支援学校を対象としたものです。

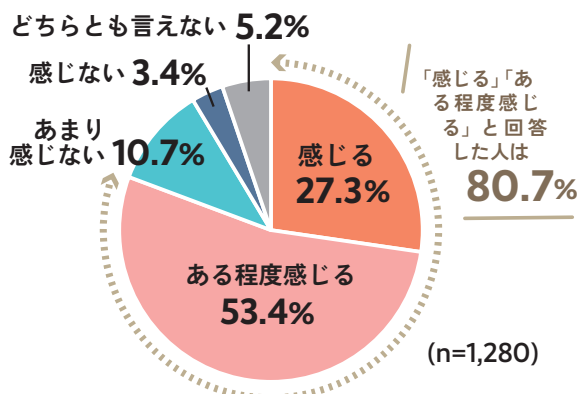
【高校生アンケート】

対象：市内の高等学校8校に通う3年生
（回答者数：1,252）

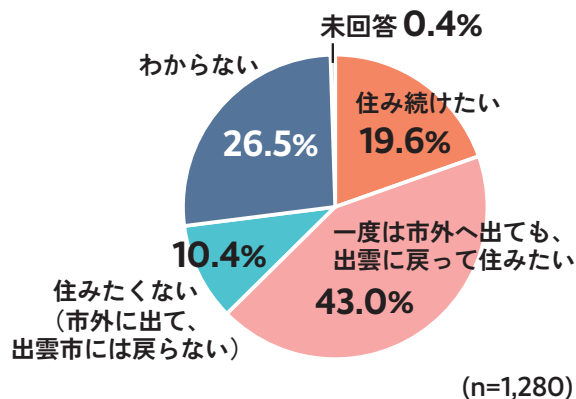
【子ども・若者施策に関するアンケート】

対象：出雲養護学校高等部3年生（回答者数：28）
（調査項目は高校生アンケートと同じ）

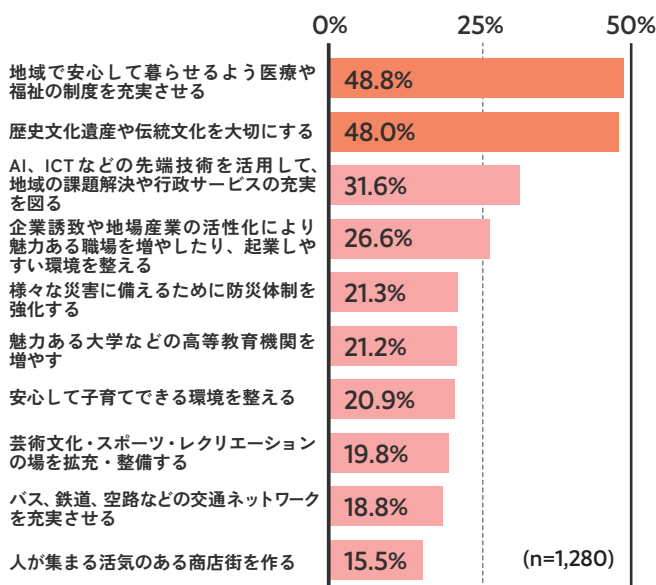
Q あなたは、出雲市に愛着や、魅力・誇りを感じますか。



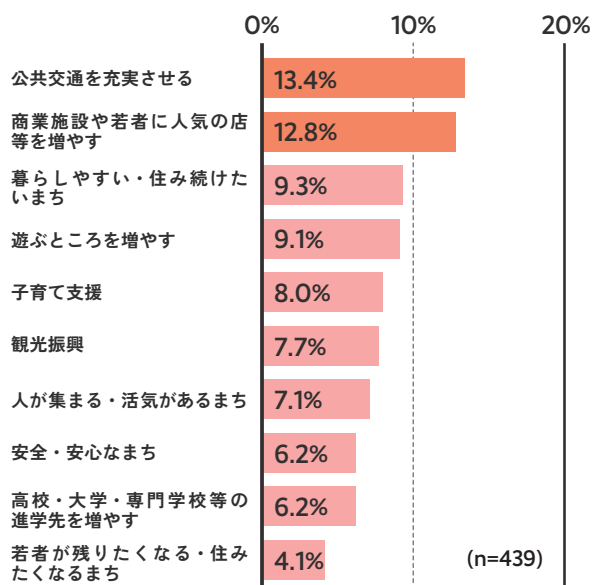
Q あなたは、これからも出雲市に住み続けたいと思いますか。



Q 今後の出雲市のまちづくりに向けて、あなたが重要だと思う取組は何ですか。



Q もし、あなたが出雲市長だったら、「めざしたいまち」、「取り組みたいこと」等を、自由に記入してください。



この意見を参考に...

- 出雲市に対して愛着や魅力を感じている高校生は全体の8割を超えています。
- さらに出雲市に愛着や魅力・誇りを持ちながら暮らせるよう、今後の施策の反映に役立てていきます。

② 出雲市中学生サミット

市内の中学生が、本市の課題解決に向けて必要なことや自分たちにもできることについて、他校の生徒と一緒に考え発信しました。

～課題解決のためのテーマ～

出雲の魅力を高める

解決に向けて ～自分たちにもできること～

- ・地域の清掃や環境整備のボランティア活動を行っていく。
- ・自分たちの住む地域の良さや魅力を知る。
- ・自然や食文化等、出雲の魅力をインターネット等でPRしていく。

～課題解決のためのテーマ～

リピート観光ができる
出雲をめざして

解決に向けて ～自分たちにもできること～

- ・観光客に対して優しい対応を行うこと。
- ・ゴミ拾いを行う等、環境の改善を行うこと。
- ・笑顔で明るく挨拶を行うこと。
- ・修学旅行先などで出雲の良さをPRすること。

～課題解決のためのテーマ～

教育施設やICTなどを
有効に活用しよう

解決に向けて ～自分たちにもできること～

- ・ICTを活用した生徒企画の活動をする(クイズ大会等)。
- ・図書館、学校等の施設を整備するための募金を集める(クラウドファンディング等の実施)。

～課題解決のためのテーマ～

地域との交流

解決に向けて ～自分たちにもできること～

- ・地域のイベントに参加し、お互いに顔見知りになる。
- ・ボランティア活動やあいさつ等を通して、地域の人とつながることで、愛される学校にする。

～課題解決のためのテーマ～

高齢者も外国人も
暮らしやすいまちにするために

解決に向けて ～自分たちにもできること～

- ・外国等の文化を中心としたイベントを企画する。
- ・高齢者施設に出向き、高齢者と関わる機会をつくる。
- ・誰でも遊べるような施設をつくる。

～課題解決のためのテーマ～

出雲市の環境資源を生かす

解決に向けて ～自分たちにもできること～

- ・木材(森林資源)を利用したベンチをつくる。
- ・木を切るだけでなく、植樹する。
- ・各校の文化祭を動画配信し、市内の中学生や市民の皆さんに関心をもってもらう。

～課題解決のためのテーマ～

山間部の移動手段を
充実させる

解決に向けて ～自分たちにもできること～

- ・その地域の良さについて、宣伝やPRをする。
- ・SNSを使って地域の良さを広め、多くの人に知ってもらう。



この意見を
参考に・・・

- 中学生同士が話し合い、画期的なアイデアや、こどもの視点だからこそ思いつくアイデアがありました。
- こどもが社会を構成する当事者として、主体的に関わろうとするきっかけとなるよう、今後もこのような意見表明の場を設けていきます。

Ⅰ こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちはいへる

Ⅱ 一切ライフステージにに応じた支援

Ⅲ すべてでできるまちづくりが健やかに

Ⅳ やさしいまちづくり

Ⅴ 数値目標の設定

③市長の中学校訪問での意見

本市の魅力や潜在力等について、市長と市内外で活躍するゲストティーチャーが市内の中学校を訪問し、生徒と対話することで、キャリア形成や主体的に地域に関わるきっかけとしています。そこで出た感想や意見を一部紹介します。

参加した生徒からの感想（心に残ったことや感じたこと）



- ・出雲のいいところをたくさん知ることができたのもっとたくさんの人に出雲の良さを知ってもらいたいと思いました。
- ・出雲市は魅力度ランキングが全国でも上位だということ。
- ・ゲストティーチャーの方は出雲出身ではないけど外から見ても外国の方への対応がいいと言われてうれしいと思いました。

- ・僕は将来的には島根から離れようとしていたけど今回の話を聞いて出雲市というまちに興味や関心を持てました。
- ・出雲市は2030年までにめざす目標を掲げていてその目標のために頑張っていること知りました。
- ・出雲市は昔からある人柄の良さや環境の良さがあり人がとても住みやすいまちということがわかりました。



意見交換（生徒×市長・ゲストティーチャー）

市長



皆さんが地域の祭やイベントに参加してくれるだけで、地域の皆さんが明るく笑顔になります。関心のある分野のボランティアなどに積極的にに関わり、人との出会いを大切にしてください。

私たち中学生に具体的にできることがありますか？



ゲストティーチャー



都会ではできないことができる魅力や、人と人とのつながりがあります。また、人が気づいていないことができる可能性があります。

出雲の良いところは何ですか？



市長



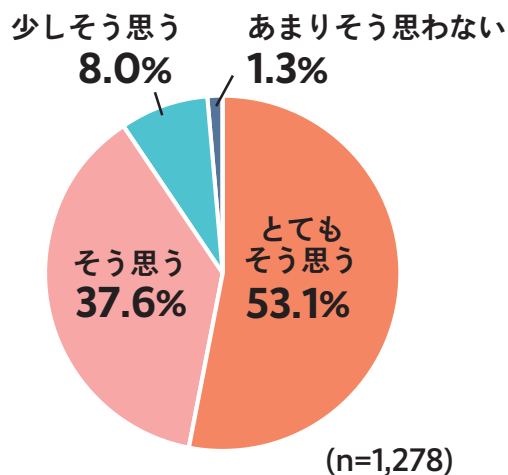
幼稚園で職場体験をして、園児の数が少なくなっていると思いました。少子化についてどんな取組をしていますか？

出会い・結婚・妊娠・出産・子育て・教育と、安心して子育てできるよう切れ目のない支援をしています。

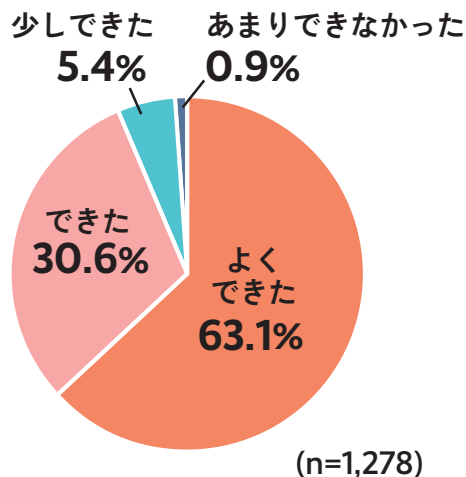


市長の中学校訪問を受けての生徒の意識調査

Q 未来の出雲市のことを考える
きっかけになりましたか。



Q 出雲市のよさ（魅力や潜在力）
を発見・確認できましたか。



この意見を
参考に・・・

- 市長やゲストティーチャーの話を聞くことで、出雲の魅力を再発見するとともに、客観的に出雲市を知る機会となっています。
- このような意見交換の場は、出雲市に関心を持つきっかけになると同時に社会や地域の一員としての主体性を高め、ともに出雲市を作るパートナーとしての意識づくりが期待されるため、今後もこのような機会を設けていきます。



こどもの意見の施策反映への取組

こどもは出雲市をともに作るパートナー

本市のこどもたち誰もが無限の可能性を持ったキラリと光る出雲の力「出雲力」です。「ともに出雲市を作るパートナー」としてその意見を聴き対話しながら、ともに社会を作っていくことが重要です。

これにより、こどもの意見を尊重する意識が醸成され、こどもが関わる様々な場において、社会参画への取組が進むことが期待されます。

(1) 意見反映の意義

- こどもの状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになります。
- こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながると考えられます。

(2) こどもの意見を施策反映させる5ステップ



(3) こどもの意見を施策に反映するために

こどもの意見を本計画に反映したうえで、市職員がこどもの「最善の利益」を優先して政策立案を行うことについて理解を深めるとともに、組織として、こどもの意見を聴き施策に反映し、フィードバックするための仕組みづくりを進めます。

【意見反映の方法（例）】

- ◆ 関係部署へのこどもの意見の共有
- ◆ 計画や施策に反映し、その内容を公開する
- ◆ こどもの意見を実現するための取組に係る予算の対応
- ◆ こどもが直接、施策決定に関わる
- ◆ 事業の改善に意見を反映する、審議会や委員会等の資料とする など



意見を述べるのが困難なこどもがいることを理解し、考慮することも重要です



II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

◆ こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。



妊娠期



出産期



乳幼児期

～ 小学校入学前まで



妊婦等包括相談支援事業

妊婦健康診査事業

妊婦教室

乳児家庭全戸訪問事業

妊婦・乳幼児健康相談

産後ケア事業



家事育児訪問サポート事業

安心してこどもを産み育てられる環境づくり

乳幼児健康診査

子育て支援センター



養育支援訪問事業

子育てサークル

子育てサポーター事業

こども家庭センター

ファミリーサポートセンター

子育て短期支援事業

しまね子育て応援パスポート「こころ」の交付



妊婦のための支援給付

不妊・不育症治療費の助成

児童手当

乳幼児等医療費助成

認可保育所・認定こども園・幼稚園等

延長保育、一時預かり事業、病児・病後児保育等

幼稚園預かり保育事業

幼児教育の充実・育ちの環境

保幼小連携の取組

年中児発達相談事業・発達クリニック

妊娠期、出産期、乳幼児期、学童期・思春期、青年期、そして成人期への移行期にある若者も含め、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、各ライフステージにおける切れ目のない総合的な支援を行い、地域社会全体でこどもや子育て当事者を支えていきます。



学童期・思春期

小・中学生、高校生年代

こどもの生きる力の育成

ふるさと教育・キャリア教育

学生就職支援

青少年育成活動

居場所づくり・仕事と子育てが
両立しやすい環境づくり

放課後児童クラブ

保育所等での小学生受入

子ども食堂への助成ほか居場所づくりの推進

こども家庭センター

ファミリーサポートセンター

子育て短期支援事業

しまね子育て応援パスポート「こころ」の交付

児童手当

子ども医療費助成

就学援助制度・奨学金制度

学力の向上・学びの環境

ICT 活用教育

外国語指導

保幼小連携の取組

不登校やいじめなど困難や
悩みを抱えるこどもへの支援

不登校相談員の配置・相談窓口の設置など

子ども・若者支援センター



青年期

～おおむね39歳



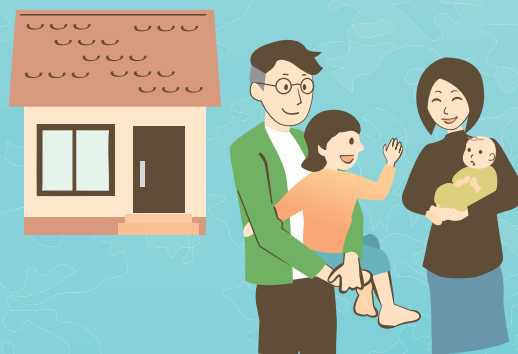
男女の出会いの場の創出



結婚相談

福祉総合相談支援事業

新婚世帯・子育て世帯への移住・定住支援



Ⅰ こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

Ⅱ ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

Ⅲ すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

Ⅳ こども・子育てにやさしいまちづくり

Ⅴ 数値目標の設定

1. 妊娠期の支援

	方針	具体的な取組	主体
支援	母子保健・児童福祉両機能の一体的な相談支援 子 健 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、切れ目なく、漏れなく対応する環境を整えます。	●こども家庭センターの設置 1目標値設定 - 専任保健師、子ども家庭支援員等を配置し、以下の業務を実施 ①子ども家庭支援全般：子どもに関する相談受付、子育て情報の提供 ②要保護児童※1等への支援：虐待通告の受付及び調査、サポートプラン※2に基づく助言又は指導 ③母子保健：妊娠・出産又は育児に関する相談対応、情報の提供・助言又は保健指導、サポートプランを策定した支援 ④関係機関との連絡・調整	行
	妊娠期の健康管理 健 定期的な健診により、健康管理と不安の軽減を図り、安心して出産できる環境づくりを行います。	●妊婦健康診査事業 1目標値設定 - 妊婦健診受診券を発行し、健康管理のため健診受診を奨励、経済的支援 - 医療機関に委託し、健診を実施	行 民
	育児を相互に援助し合う活動を支援 子 子育てに関する支援をする人・受ける人それぞれのニーズに沿った子育て支援に取り組みます。	●ファミリーサポートセンターの運営 1目標値設定 - こどもの送迎や託児など、子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と行いたい人（まかせて会員）による、育児について助け合う会員組織「ファミリーサポートセンター」を運営 - まかせて会員相互のスキルアップ講習会を実施	行 地
	家事や育児の支援を必要とする家庭への支援 健 家事・育児等の支援により、出産及び子育ての支援と乳幼児の健全な育成を図ります。	●家事育児訪問サポート事業 妊娠中の方及び3歳未満の乳幼児を養育している保護者に対し、市が委託した事業者が自宅等を訪問し家事や育児援助を実施	行 民
	子育てに関する多様な支援の推進 子 身近に頼る人がなく困っている子育て家庭を支援します。	●子育て短期支援事業 1目標値設定 保護者が病気や出産、育児疲れ、仕事の都合などにより、こどもの養育が難しくなった場合に里親宅または児童福祉施設において短期的な養育を実施	行 地
	伴走型相談支援体制※3の充実 健 安心して出産を迎えられるよう、相談支援を行います。	●妊婦等包括相談支援事業 - 妊娠届出時に、妊娠中や産後の支援について確認すべきことなどをリスト化し、出産に向けた準備を支援 - 妊娠中の不安や悩みの軽減を図るための相談対応等の実施	行
	子育てを温かく応援する地域づくりの推進 子 地域が一体となって子育て家庭を応援し、子育てしやすい環境づくりを推進します。	●しまね子育て応援パスポート「こっころ」の交付 協賛店が行う独自の子育て支援サービスを受けることができるパスポート「こっころ」の交付	行 民
啓発	妊娠・出産に対する正しい知識の普及 健 正しい知識の普及や子育てに関する情報提供を行い、安心して出産を迎えられるよう支援します。	●妊婦教室の開催 - 助産師会と連携し、妊婦とその家族を対象とした教室を開催 - 医療機関や地域で実施されている教室を紹介	行 民 地

※1 要保護児童...「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」（児童福祉法）とされ、具体的には、虐待を受けている子どもなどが含まれる。

※2 サポートプラン...支援が必要な子どもや妊産婦への支援計画のこと。

※3 伴走型相談支援体制...出産・育児の見通しを一緒に立てるため、(1)妊娠届出時、(2)妊娠8か月頃、(3)出産後の面談をはじめ、身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ体制

	方針	具体的な取組	主体
経済的支援	妊娠に着目した経済的支援の強化 健 妊婦支援を目的に負担の軽減を図ります。	妊婦のための支援給付（1回目給付） ・妊娠届出後に定額を支給	
	不妊・不育症治療費の費用支援 健 こどもを望む夫婦が不妊・不育症治療を受けやすい環境を整備し、経済的な負担軽減に努めます。	●不妊治療費の助成 ・不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費を助成 ●不育症治療費の助成 ・不育症治療を受けている夫婦に対し、治療費を助成	

I こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

III すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

IV こども・子育てにやさしいまちづくり

V 数値目標の設定

- 核家族化等を背景に、子育てに困難を抱える家庭が、地域の中で孤立し、支援を届けることができず、虐待が深刻化する例があります。
- これまで、市役所内において、妊娠・出産・子育てのサポートを行う「出雲市母子健康包括支援センター」と、児童虐待やヤングケアラーへの相談・サポートを行う「出雲市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、困難を抱える家庭を支援してきたところです。
- しかし、全国的にみると、それぞれ別の法律に基づく機関であり、また組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかるなどの課題が見えてきたことから、令和4年(2022)に児童福祉法が改正され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、2つの機能が一体的に相談支援を行う機関として、「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。
- 本市では、令和6年(2024)4月にこれまであった2つの機能を1つの組織とした「出雲市こども家庭センター」を設置しました。妊産婦や全てのこどもとその家族を対象に、一体的な支援を行っています。
- 「出雲市こども家庭センター」は、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく支援する役割を担っています。

出雲市こども家庭センター

場所

出雲市役所 本庁舎 1階 健康増進課内及び子ども政策課内

業務内容

妊娠・出産・子育てに関する不安や悩み、困りごと、こどもの発達に関する相談等を保健師や相談員が聞き、サポートを行います。

個室の相談室もあります！



2. 出産期の支援

	方針	具体的な取組	主体
支援	気軽に相談できる体制整備 健 子育てに関する相談対応を行います。	●乳児家庭全戸訪問事業 ！目標値設定 ・育児不安の軽減及び孤立感の緩和のため、乳児家庭全戸訪問を通じて、相談対応・地域の子育て情報を提供 ●妊婦・乳幼児健康相談 ・妊娠・出産・子育てについての不安や悩みごとを軽減するための相談対応を実施 ●産後ケア事業 ！目標値設定 ・母親の身体的な回復や心理的な安定を促すための専門的な相談対応やケアを実施	行
	母子保健・児童福祉両機能の一体的な相談支援 子 健 【再掲 P54】	●こども家庭センターの設置	行
	産婦のメンタルヘルスケア 健 産後の健診とともに産後うつ予防に取り組めます。	●産婦健康診査の実施 ・産後の初期段階の支援として、医療機関に委託し、健診を実施	行 民
	育児を相互に援助し合う活動を支援 子 【再掲 P54】	●ファミリーサポートセンターの運営	行 地
	家事や育児の支援を必要とする家庭への支援 健 【再掲 P54】	●家事育児訪問サポート事業	行 民
	子育てに関する多様な支援の推進 子 【再掲 P54】	●子育て短期支援事業	行 地
	子育てを温かく応援する地域づくりの推進 子 【再掲 P54】	●しまね子育て応援パスポート「こころ」の交付	行 民
経済的支援	妊娠に着目した経済的支援の強化 健 【再掲 P55】	●妊婦のための支援給付（2回目給付） ・新生児訪問等における面談後に定額を支給	行

I
この子どもの権利が保障され、
子どもが意見を言えるまちづくり

II
ライフステージに応じた
切れ目のない子育て支援

III
すべての子どもが健やかに
成長できるまちづくり

IV
やさしい子育てに
子ども・子育てに
関する

V
数値目標の設定

3. 乳幼児期の支援

(1) 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

	方針	具体的な取組	主体
支援	親子の遊び場の提供と子育ての不安解消 子 乳幼児期の親子にふれあいの場を提供するとともに、子育てに対する不安解消に取り組みます。	●子育て支援センターの運営 !目標値設定 ・子育てに関する相談対応・情報発信 ・親子のふれあいや育児ストレスの軽減につながる各種講座を実施 ・乳幼児とその保護者同士の交流の場の提供	行
	保育所等における子育てに関する多様な支援の充実 保 保育所等において、多様なニーズに応えられる保育サービスの供給体制を整えます。	●延長保育、一時預かり事業、病児・病後児保育 !目標値設定 ・保育所等で通常の保育時間を超えた、延長保育を実施 ・普段、保育所等に通っていない児童を、保護者の用事等がある際に、保育所等で保育を実施（一時預かり事業） ・病気やケガのため集団保育が困難であり、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合において、病児・病後児保育施設で保育を実施（病児・病後児保育） ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） !目標値設定 ・保育所等に通っていない満3歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため保護者との面談並びに保護者への子育て情報の提供、助言その他の援助を実施	行 民
	仕事と子育ての両立を支援 保 多様化する保育ニーズに対応し、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	●幼稚園における預かり保育事業の実施 ・全園で早朝及び夕方までの預かり保育を実施	行
	養育面で支援を必要とする家庭への支援 健 継続した訪問支援を通じ、安定した養育を支援します。	●養育支援訪問事業 !目標値設定 ・対象家庭ごとに支援計画を策定し、家庭訪問により、見守り・助言等を実施	行
	母子保健・児童福祉両機能の一体的な相談支援 子 健 【再掲 P54】	●こども家庭センターの設置	行
	気軽に相談できる体制整備 健 発達や発育の確認による疾病の早期発見や個別の相談対応を行います。	●各時期における乳幼児健康診査（1か月児、4か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児）の実施 ・健診を通じこどもの発達や発育の確認及び疾病の早期発見、相談対応により保護者の育児不安や悩みの軽減を図るため、年間を通じて集団健診を実施 ・1か月児健診、9～10か月児健診は、医療機関に委託し健診を実施	行 民
	育児不安の軽減や仲間づくり 健 子育ての情報提供や仲間づくりを通じ、子育ての不安や悩みの軽減を図ります。	●はじめての子育て講座、子育てサークル、子育てひろば等 ・不安の軽減等を図るため、はじめて子育てをする保護者を対象とした講座の開催や、地域による子育てサークル等で子育ての情報提供・仲間づくりなど各サークルにおいて特色ある活動を実施	行 地

	方針	具体的な取組	主体
支援	地域の支援者育成 健 地域で子育てを支援する人材を育成し、子育て家庭を支援します。	●子育てサポーター事業 ・子育てサポーターを委嘱し、あかちゃん声かけ訪問、地域の子育てサロン活動等を通じ、子育て家庭を支援	
	子育て支援機能の充実 保 地域における子育て支援機能の充実に取り組みます。	●幼稚園・保育所等未就園児教室の実施 ・幼稚園・保育所等で未就園児教室を継続実施し、子育て相談や情報提供、保護者の仲間づくりの場を提供	
	幼稚園・保育所等での地域の 子育て家庭への支援 保 地域に開かれた子育て支援に取り組みます。	●幼稚園・保育所等での育児相談 ・地域の方々の身近な相談先として、幼稚園・保育所等における子育て相談の受付・支援を実施	
	育児を相互に援助し合う活動を支援 子 【再掲 P54】	●ファミリーサポートセンターの運営	
	家事や育児の支援を必要とする家庭への支援 健 【再掲 P54】	●家事育児訪問サポート事業	
	子育てに関する多様な支援の推進 子 【再掲 P54】	●子育て短期支援事業	
体制・環境	子育てを温かく応援する地域づくりの推進 子 【再掲 P54】	●しまね子育て応援パスポート「こころ」の交付	
	保育所等受入枠拡大のための方策 保 待機児童0人の継続及び入所未決定者解消のため、保育所受入枠拡大に向けた取組を行います。	●保育所等入所枠拡大のための取組の実施 ・補助金等を活用した増改築整備により定員増を図るとともに、受入枠が不足する保育所においては定員の弾力化を活用 ・保育士確保定着化事業による保育士確保のための支援及び離職防止のための研修を実施	
経済的支援	保育に係る経済的負担の軽減 保 保護者の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めます。	●保育所等の保育料等の減免実施 ・保育料の国基準額以下への低減 ・国の軽減制度に該当しない第3子以降の保育料・副食費の減免 ・所得の低い世帯等への一時預かり・一時保育事業の使用料軽減及び延長保育料の減免 ・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けた認可外保育施設等との連携	
	医療費の経済的負担の軽減 子 子育てに伴う保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の早期発見を促します。	●乳幼児等医療費助成 ・小学校就学前の乳幼児にかかる医療費自己負担額を無償化	
	生活の安定による子どもの健全な成長 子 児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定を図り、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援します。	●児童手当の支給 ・0歳から18歳までの子がいる世帯へ児童手当を支給	

I
—
こどもの権利が保障され、
こどもが意見を言えるまちづくり

II
—
ライフステージに応じた
切れ目のない子育て支援

III
—
すべてが健やかに
成長できるまちづくり

IV
—
やさしい子育てに
こども・子育てに

V
—
数値目標の設定

(2) 幼児教育の充実・育ちの環境

	方針	具体的な取組	主体
体制・環境	保幼小連携の推進 子保学  保育所・幼稚園・認定こども園・小学校が連携し、就学前のこどもの小学校入学後の滑らかな接続を図ります。	●保幼小連携の取組 ・保幼小交流の日の実施 ・そだちの応援シート（年中児を対象にこどもの様子などを確認し、小学校と情報共有するためのシート）の活用 ・連携推進の啓発リーフレットの作成 ・保幼小職員合同研修の開催 ・保育所・幼稚園等の小学校教育を見据えた5歳児の「アプローチカリキュラム」、幼稚園・保育所等からの滑らかな接続を意識した小学1年生の「スタートカリキュラム」を実施	
	関係機関との連携による幼児教育及び保幼小連携の推進 保 関係機関と連携し、幼児教育の質の充実や小学校への円滑な接続に向けた体制構築に取り組みます。	●島根県幼児教育センターとの連携 ・島根県幼児教育センターと連携し、幼稚園・保育所等の幼児教育の質向上のための訪問指導等及び小学校への円滑な接続に向けた体制構築のための研修等を実施	
	発達段階に応じた保育内容・幼児教育の充実 保 全てのこどもが等しく質の高い保育・教育を受けられるよう幼稚園・保育所等における幼児教育の充実を図ります。	●保育士や幼稚園教諭の各種研修や合同研修の実施 ・保育・教育力を高めるため、幼児教育を専門とする講師を招き、保幼合同研修を実施 ●職員体制の維持を図るための人材確保 ・処遇改善、計画的な職員配置など、職員体制の維持 ●幼児教育指導員の体制強化 ・保育所・幼稚園・認定こども園の幼児教育の質向上のため、指導・助言を行う幼児教育指導員の体制強化	
	地域住民等の幼稚園運営への参画及び連携 保 幼稚園と保護者・地域住民が一体となって園経営及び園児の育成に取り組みます。	●幼稚園運営協議会の設置 ・幼稚園運営協議会を開催し、幼稚園の経営計画や教育課程の編成に関する基本方針の承認や幼稚園の運営に関する評価を実施	
	適正な幼児教育環境の構築 保 市立幼稚園におけるより望ましい幼児教育環境の構築を図ります。	●「今後の市立幼稚園のあり方について」の答申を踏まえた、基本方針の策定及び必要な支援体制の構築 ・幼児期の教育にふさわしい環境を整えるため、関係地域団体等の意見を広く聴取し、市立幼稚園のあり方における基本方針を策定 ・地域の理解を十分得ながら、全市での幼児教育の取組向上と必要な支援体制の構築	
	こどもの安全・安心を確保するための施設整備 保 安全・安心を確保するための施設整備を実施します。	●市立幼稚園の計画的な改修 ・熱中症対策及び防犯対策のための施設改修を計画的に実施 ●認可保育所等の施設整備に対する補助 ・老朽化した認可保育所等の施設整備に対する補助を実施	
学び・体験	地域の教育力による学びの推進 保 豊かな自然環境・教育環境の中で幅広い世代の人々と交流することで、こどもの成長や発達の段階に沿った学びを推進します。	●体験活動・世代間交流の機会充実 ・豊かな自然環境や地域の教育資源を活用したこどもの多様な体験活動を実施 ・世代間交流を推進し、地域の高齢者等の参画を得ながら、こどもが様々な価値観を学べる機会の充実	

	方針	具体的な取組	主体
学び・体験	乳幼児期から絵本を通した親子のふれあいの促進 健 絵本を通して親子のふれあいを推進し、親子の絆を育みます。	●ブックスタート事業 ・4か月児健診でボランティアによるあかちゃんへの読み聞かせを実施し、絵本と絵本パンフレットをプレゼント	
	乳幼児期におけるこどもの読書活動の推進 図 豊かな心を育て、主体的に学び、たくましく生きる力を育てるため、家庭、地域、幼稚園、保育所等との連携・協力を図り、市を挙げてこどもの読書活動の推進に取り組みます。	●読み聞かせやおはなし会の開催 ・職員やボランティアによる絵本の読み聞かせやストーリーテリングを実施 ●家庭での読み聞かせの啓発 ・読み聞かせ啓発リーフレットの作成・配付 ●発達段階に応じたブックリスト等の配付 ・おすすめの絵本や児童書のブックリスト等を作成し、図書館、幼稚園、保育所、認定こども園等へ配付 ●こどもが集まる施設への団体貸出しの促進 ・子育て支援センター、幼稚園、保育所、認定こども園等へ図書館の資料を団体貸出しし、各施設の読書活動を支援	
	芸術文化活動の促進、文化を育む環境づくり 文 幼少期から鑑賞機会と発表機会の充実を図り、芸術文化を担う人材の育成や芸術文化意識の啓発と醸成に努めます。	●鑑賞・体験ができる環境の整備や機会の提供 ・出雲総合芸術文化祭（次世代鑑賞者育成） ・出雲芸術アカデミー講座（うたあそび、うたなかま） ・出雲芸術アカデミーアウトリーチ活動 ・かみあり吹奏楽フェスタ ・こども和文文化体験教室	
	スポーツ活動の振興、スポーツに親しむ環境づくり 文 幼少期からスポーツ活動への支援や選手の育成を図り、スポーツに親しむ環境づくりを行うとともに、スポーツの基礎能力を育みます。	●幼少期からスポーツに親しむ取組 ・出雲市スポーツ好きっ子育成事業（スポーツ教室）	
	親子の愛着形成の育成 健 性や命の尊さを学ぶ教育を推進します。	●親子のきずなはぐくみ事業 ・いのちの尊さ「性・生」の学習支援として、保育所・幼稚園や小・中学校への講師派遣や教材の貸出し、情報提供を実施	
支援	発達支援・特別な支援が必要なこどもの育ちを支える 子 保 こどもの成長・発達の様子や、保護者の様々な育児不安等を把握し、早期からこどもや保護者に必要な支援の実施と体制整備を図ります。	●心理相談員、幼児教育指導員等による幼稚園・保育所等への巡回訪問の実施 ・心理相談員・幼児教育指導員等による保育所・幼稚園などの巡回訪問・巡回相談 ●年中児発達相談事業 ・年中児の発達アンケートと相談による年中児発達相談事業を実施 ●発達クリニック ・心身の発達の遅れや疑いがあるこどもを対象に、専門医による相談（発達クリニック）を実施 ●幼児通級指導教室の充実 ・幼児通級指導教室の受入枠拡大と指導者の育成・確保 ●地域ミニ療育事業 おもちゃの家（市立直江保育所併設） ・地域ミニ療育事業による支援が必要な乳幼児とその保護者を対象として、子育て相談等を実施	

	方針	具体的な取組	主体
支援	地域で療育・相談ができる場づくり 福 発達状態に心配のある子ども及びその家族の地域生活を支援するため、身近な地域で療育・相談支援等が受けられる場や機会を提供します。	●療育活動の実施 ・音楽療法等、心身の発達と社会参加を促進する療育活動を実施 ●保護者への相談及び情報提供 ・障がい（疑い含む）のある子を養育する保護者への相談及び情報提供を実施 ●家族間の交流の場の提供 ・障がい（疑い含む）のある子を養育する家族が地域から孤立しないよう、家族間の交流の場を提供	
	幼稚園・保育所等における障がい児保育の実施 保 幼稚園・保育所等において、障がい等のある特別な支援が必要な子どもへの保育の充実を図ります。	●幼稚園・保育所等での障がい児保育 ・障がい等のある特別な支援が必要な子どもを幼稚園・保育所等で受け入れる際に、専任の保育士や幼稚園教諭等を配置し、安全・安心な保育を実施	
	医療的ケア児の入所・入園への支援 保 医療的ケア児の円滑な受入れや安全・安心な保育所・幼稚園の利用支援を図ります。	●私立認可保育所等医療的ケア児保育支援事業 ・医療的ケアを行う看護師等の雇用に対し補助金を交付 ●公立施設での看護師配置 ・公立施設での受入体制整備を行うため、看護師を配置 ●ガイドラインの作成 ・公立保育所・幼稚園での医療的ケア児の円滑な受入れ及び支援のためのガイドラインを作成 ●島根県医療的ケア児支援センターなど関係機関との連携 ・医療的ケア児の安全かつ円滑な受入れ及び支援のため、関係機関との連携を強化	
体制・環境	重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の強化 福 重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の強化に取り組めます。	●障がい福祉サービスの支援体制の充実・強化及び実施体制の確保 ・身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス、短期入所を利用することができるよう、複雑化・高度化していくニーズを把握 ・関係機関と連携した障がい福祉サービスの質の向上及び人材の育成と確保 ・保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を調整する体制を強化	

- 本市では、幼児の生活・発達や学びの連続性を踏まえて、幼児教育と小学校教育を円滑に接続・連携させていくことをめざし、平成19年度(2007)から保幼小一貫教育(平成25年度(2013)から保幼小連携)推進の取組を始めました。
- 年中児を対象とした「年中児発達相談事業」では『そだちの応援シート』をもとに、保護者と園がこどもの成長や子育てを振り返り、市や就学先の小学校へつなぎ、安心して就学できる環境を整えています。
- そして、保育・幼稚園教育から小学校教育へとつなぐ時期において、こどもがスムーズに生活環境の変化に対応できるよう、翌年度に小学校へ就学することもを対象とした「保幼小交流の日」を毎年10月に開催しています。
- 交流の日では、小学校によって違いはありますが、こどもに小学校の児童や他の幼稚園・保育所等の友だちと一緒に遊びや学習を体験してもらうとともに、その活動を保護者の方に見学していただきます。実際に小学生と交流したり校舎見学をしたりすることで、入学への期待感が膨らみます。
- 交流の日の他にも、様々な交流活動を実施したり、小学校就学前後の保育・教育内容を工夫したりするなど、こどもが小学校での生活・学習環境に慣れるよう取り組んでいます。今後も、各所・園・校が家庭・地域と連携しながら、それぞれの保育・教育をより一層充実していくことを願っています。

楽しく交流♪



4. 学童期・思春期の支援

(1) こどもの生きる力の育成

	方針	具体的な取組	主体
学び・体験	ふるさと教育・キャリア教育の充実 教 ふるさとに誇りと愛着を持ち、夢や目標を自らの力で実現しようとするこどもを育成します。	●ふるさと教育・キャリア教育の推進 ・出雲市キャリア教育全体計画・系統表に基づいた、ふるさと教育・キャリア教育の実施 ・中学校における職場体験学習の実施	行 民 地
	道徳教育の充実 学 小・中学校における道徳教育の充実を図り、豊かな心の育成に努めます。	●生命を題材とした教材の使用 ・道徳性を養うため、生命（いのち）を題材とした教材を取り扱うことにより、自他の生命を尊重しようとする態度を育成	行
	体験活動の充実 学 小・中学校における総合的な学習の時間をはじめとした体験活動の充実を図ります。	●地域との連携を通じた体験活動への支援 ・地域講師を招いての体験学習や地域の方に話を聞いたり地域の自然に触れるなど多様なふるさと学習に対し支援	行 民 地
	多様な活動機会の充実 市 多様な交流機会や各種の体験活動を通して、青少年の社会と関わる力や豊かな心を育みます。	●青少年育成活動の実施 ！目標値設定 ・地域におけるこども会活動、調理教室・体験活動といった出雲市青少年育成市民会議による青少年育成活動の実施	行 地
	地域のコミュニティ活動の活性化 自 地域コミュニティ活動の活性化を促進し、地域力の向上と住民の主体性を育みます。	●コミュニティセンター活動の充実（土日・夏休み等の長期休暇のこども向け講座等の開催） ・各コミュニティセンターにおいてこどもや住民を対象とした体験活動や学習会などを実施し、交流の場を提供	行 地
啓発	親子の愛着形成の育成 健 【再掲 P61】	●親子のきずなはぐくみ事業	行 民
	こどもへの安全対策の充実 児 防 小・中学校における安全教育を推進するとともに、保護者・地域・関係機関等と連携した取組を進めます。 	●防犯教室、不審者対応訓練 ・各学校からの依頼で、子ども安全センター※が警察と連携し、防犯教室、不審者対応訓練を実施 ●ネットトラブル研修会の実施 ・児童生徒への情報モラル教育や保護者への啓発活動を推進するため、警察等との連携を図りながらネットトラブル研修会を実施 ●通学路の危険箇所の点検実施 ・小・中学校や地域から報告される通学路における危険箇所の毎年の合同点検の実施 ●防犯灯の設置及び維持管理 ・小・中学校の通学路に設置されている防犯灯の設置及び維持管理を実施	行 地
	若年層へのDV防止に向けた啓発 市 加害者・被害者にならないために若年層へのDV（ドメスティック・バイオレンス）防止に向けた啓発を行います。	●DV・デートDV防止に関する広報・講座等の開催 ・市内中学校・高等学校等へのデートDV防止出前講座の周知及び開催 ・デートDV防止啓発リーフレットの配布 ・広報いずもへのDV防止に向けた啓発記事掲載	行

	方針	具体的な取組	主体
支援	高校生の就職支援 産 高校生を対象として、市内企業や就職に関する情報を提供し、地元就職支援の取組を進めます。	●企業見学会、企業ガイダンス、合同企業説明会等の開催 ・出雲地区雇用推進協議会※と連携し、高校生の就職支援として、企業見学会、企業ガイダンス、地元企業の出前講座、合同企業説明会、学校と求人企業との情報交換会等を実施 ・外国人住民を対象として、合同企業説明会を実施 ●学生就職支援窓口の開設 ・学生就職サポーターによる相談対応（対面・電話・メール）、情報提供 ●地元就職情報の提供 ・いずも学生登録（メール）、ジョブ・ナビ IZUMO（就職情報サイト）による地元就職に関する情報提供	

（２）学力の向上・学びの環境

	方針	具体的な取組	主体
学び・体験	ICT 活用教育の推進 学 タブレットパソコンや大型モニター等を多様な学びに活用し、ICT 教育の環境整備を図ります。	●学習支援ソフトの充実や通信環境の改善 ・デジタルドリルの導入等、学習支援ソフトの充実を図るほか、ネットワーク・サーバー増強、家庭における通信環境整備支援の実施・ICT 支援員の配置により、教員や児童生徒の ICT 活用を支援 ●教職員への研修等の実施 ・市内の全教職員が共通認識を持って ICT 活用教育に取り組むため、「情報活用能力 STEP UP 表」を活用するほか、研修を実施	
	学力・学習状況の改善 学 学習の実現状況及び学習や生活に関する意識や実態を客観的に把握し、学習指導の一層の改善を図ります。	●学力・学習状況調査の実施 ・授業改善の立案・実施等に取り組むため、学力調査を実施し、教職員が児童生徒の学習内容の定着状況やこれまでの指導の成果・課題の分析を実施 ・児童生徒の生活習慣や学習習慣改善の指導につなげるため、学力調査に併せて行う意識調査の結果を分析	
	グローバル人材育成の推進 学 国際的な視野に立って物事を考え、行動する力を育てるため、コミュニケーション能力や表現力等の向上を図ります。	●英語指導助手、外国語指導助手の派遣 ・質の高い外国語教育・活動の充実を図るため、英語指導助手（AET）・外国語指導助手（ALT）を小・中学校へ派遣し、授業を補助	
	学校図書館活用教育の推進 学 読書を通して豊かな心を育むため、学校司書の活用と図書の実質向上を図ります。	●学校司書の配置拡大 ・児童生徒の読書活動及び図書を活用した学習の推進を図るため、市内全ての小・中学校に学校司書（学びのサポーター・読書ヘルパー）を配置 ●学校図書館活用のための支援 ・学校図書館支援センターと連携し、学校司書の資質向上のための研修を実施	

I
子どもの権利が保障され、
いじめや虐待が起きないよう
取り組む。

II
ライフステージに応じた
切れ目のない子育て支援

III
すべての子どもが健やかに
成長できるまちづくり

IV
子ども・子育てに
やさしいまちづくり

V
数値目標の設定

	方針	具体的な取組	主体
学び・体験	学齢期におけるこどもの読書活動の推進 図 豊かな心を育て、主体的に学び、たくましく生きる力を育てるため、家庭、地域、学校等との連携、協力を図り、市を挙げてこどもの読書活動の推進に取り組みます。	●子ども読書活動支援事業（おはなしゆうびんやさん）の推進 ・小・中学校等へ子ども読書活動支援専門ボランティアを派遣し、ストーリーテリングやブックトークを実施 ●図書館と学校図書館との連携 ・小・中学校へ図書館の資料を団体貸出しし、児童生徒の調べ学習を支援 ・図書館職員が小・中学校を訪問し、除籍、選書、図書のレイアウト等、学校図書館の効果的な活用及び運営をアドバイス ●図書館見学や職場体験学習の受入れ ・小学生の図書館見学や中学生の職場体験学習の受入れ	行
	学習習慣の定着化 教 小・中学校での放課後等を活用した学習活動を支援し、児童生徒の学習習慣の定着を図ります。	●放課後学習等支援事業 ・放課後等を活用して、児童生徒が集中して学習に取り組むことのできる場を提供	行 地
	芸術文化活動の促進、文化を育む環境づくり 文 学童期・思春期から鑑賞機会と発表機会の充実を図り、芸術文化を担う人材の育成や芸術文化意識の啓発と醸成に努めます。	●鑑賞・体験ができる環境の整備や機会の提供 ・出雲総合芸術文化祭（次世代鑑賞者育成） ・出雲芸術アカデミー講座（キッズ音楽講座、ジュニアフィルオーケストラ・コーラス） ・出雲芸術アカデミーアウトリーチ活動 ・かみあり吹奏楽フェスタ ・こども和文芸体験教室 ・出雲市文化・スポーツ活動激励金、出雲市小・中学生各種大会派遣費補助金の交付	行 民 地
	スポーツ活動の振興、ジュニア期選手の育成、スポーツに親しむ環境づくり 文 学童期・思春期からスポーツ活動への支援や選手の育成を図りスポーツに親しむ環境づくりを行うとともに、スポーツの基礎能力を育みます。	●スポーツ活動の振興、ジュニア期選手の育成の取組 ・出雲市スポーツ好きっ子育成事業（スポーツ教室） ・各種スポーツ教室 ・出雲市スポーツ少年団活動推進事業 ・出雲市ジュニア期選手育成事業 ・出雲市文化・スポーツ活動激励金、出雲市小・中学生各種大会派遣費補助金の交付 ・出雲市国際スポーツ大会出場選手激励金	行 民 地
	保幼小連携の推進 子 保 学 【再掲 P60】	●保幼小連携の取組	行 民
体制・環境	小中連携の推進 学 小・中学校が連携して学校での学習や生活が円滑に行えることをめざします。	●特色ある小中連携推進事業の実施 ・各中学校区において、校区内の小・中学校が連携し、特色ある教育活動の推進を図るため、教職員・児童生徒による各種交流活動及び小中連携に係る研究活動等の取組を支援	行
	教員の授業力の向上 学 児童生徒の学力を支えるため質の高い授業への改善を目的に、各小・中学校へ教育指導員を派遣し、授業づくりに係る指導助言を行います。	●授業力向上のための教育指導員の派遣 ・教育指導員の学校訪問を通じて学校マネジメント及び教員の授業力向上に係る指導助言を実施 ●学力向上研修講座の開催 ・授業改善のため、教員が自身の授業指導を振り返る機会となるよう、学力向上研修講座を開催	行

	方針	具体的な取組	主体
体制・環境	小・中学校における特別支援教育の推進 児 特別支援教育コーディネーター※1を中心として、小・中学校における特別支援教育の充実をめざします。	●特別支援教育推進委員会※2委員による巡回相談（わくわく相談会）等の実施 ・要望に応じて、特別支援教育推進委員会委員が学校訪問を行い、こどもの適切な支援のあり方について検討するわくわく相談会のほか、相談内容に応じて適切な相談先につながるよう各相談機関について周知 ●発達アセスメント会議※3での検討、相談先へのつなぎ ・小・中学校がどの医療機関に相談したらよいか分からないケースに対しては、医療、心理、教育委員会で構成する発達アセスメント会議での検討及び適切な相談先との連携	行民
	通級指導の充実 児 幼児・児童生徒の支援の多様化に対応するため、通級指導の充実・強化を図ります。	●通級指導教室での指導 ・通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒に対して、必要に応じて通級指導教室で障がいに応じた特別の指導を実施 ●通級指導教室指導員、通級指導ヘルパーの配置 ・通級指導教室指導員による入級に伴う状況の把握、指導内容についての助言 ・通級指導の充実・強化のため、通級指導教室の実態に応じ、通級指導教室担当教員とともに指導を行う通級指導ヘルパーを配置	行
	スクールヘルパーによる個に応じた支援の充実 児 学習や生活の面で特別な支援を必要とする児童生徒や、日常的に介助を必要とする児童生徒についてスクールヘルパーを配置し、きめ細かな支援を行います。	●特別支援介助者の配置 ・肢体不自由や自閉症等、日常的に介助を必要とする児童生徒について特別支援介助者を配置 ●特別支援教育補助者の配置 ・発達障がいを含む障がいのある児童生徒や、学校に登校しても教室に入りにくい、集団になじみにくい等の特別な支援を必要とする児童生徒について支援を行う特別支援教育補助者を配置	行
	小・中学校及び児童クラブにおける医療的ケア児の支援 子 児 医療的ケア児の円滑な受入れや安全・安心な利用支援を図ります。	●看護師の配置 ・小・中学校及び児童クラブで受入れ体制整備を行うため、看護師等を配置 ●ガイドラインの作成 ・小・中学校・児童クラブでの医療的ケア児の円滑な受入れ及び支援のためのガイドラインを作成 ●島根県医療的ケア児支援センターや関係機関との連携 ・医療的ケア児の安全かつ円滑な受入れ及び支援のための医療的ケア会議等を開催	行民
	地域学校運営理事会の充実 教 地域学校運営理事会により、家庭・地域・学校が連携・協働した学校運営に取り組み、児童生徒の健全な育成をめざします。	●地域学校運営理事会の充実 ・小・中学校に設置した地域学校運営理事会による、保護者や地域住民の学校運営への参画及び児童生徒の健全育成に向けた連携・協働の推進 ●地域学校運営理事会の充実に向けた支援 ・地域学校運営理事会理事長等を対象とした研修会の実施	行地
	地域学校協働活動の充実 教 家庭・地域・学校が連携・協働した、地域全体でこどもの成長を支える仕組みづくりを行います。	●地域学校協働活動推進員の配置 ・地域学校協働活動を進めるための、地域と学校の情報共有や連絡・調整を行う地域学校協働活動推進員を各中学校区へ配置	行地

※1 特別支援教育コーディネーター…特別な支援が必要な児童生徒への適切な支援のために、関係機関等と連絡・調整し、協同的に対応するための役割を担う教員のこと。
 ※2 特別支援教育推進委員会…小・中学校の通常の学級に在籍し特別な支援が必要な児童生徒へ、より適切な支援を行うために、学校の支援体制等への指導助言を行う教育委員会の附属機関のこと。医師等の特別支援教育に係る専門家が委員となっている。
 ※3 発達アセスメント会議…発達に課題のある児童生徒が、医療受診や関係機関との連携の必要性の有無等、実態にあった支援を受けることができるよう審議する会議のこと。

(3) 居場所づくり・仕事と子育てが両立しやすい環境づくり

	方針	具体的な取組	主体
共働き・子育て	児童の健全育成と仕事と家庭の両立支援 子 児童クラブの設置により、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の、放課後や長期休業中の預かりを実施し、仕事と子育てが両立しやすい環境を整えます。	●公設放課後児童クラブ（地域の運営委員会に委託）の充実 1目標値設定 ・核家族化の進展や共働き家庭の増加等による、児童クラブの利用者の増加に対応するための施設整備 ・課題解消を図るために、運営委員会を中心としたワーキンググループでまとめた対応方を踏まえ、人材確保や法人参入の促進など、受入枠の更なる拡大対策の推進による、未決定者解消の着実な実行 ●社会福祉法人等による放課後児童クラブ事業への参入促進 ・入会希望者を公設放課後児童クラブで受けきれない校区等において、多様な運営方式による法人の事業参入を促進 ・法人が設置する児童クラブに対し、施設整備費や運営費の補助を実施 ●小学校との連携 ・子どもたちが、安全かつ円滑に過ごすことができるよう、児童の状況や学校行事など、日頃から情報共有・連携 ●放課後子ども教室との連携 ・放課後子ども教室との連携強化促進のため、スタッフの合同研修を実施	
	小・中学校及び児童クラブにおける医療的ケア児の支援 子 児 【再掲 P67】	●看護師の配置 ●ガイドラインの作成 ●島根県医療的ケア児支援センターや関係機関との連携	
	仕事と子育てが両立しやすい環境づくり 保 児童クラブ利用希望者の受け皿として、保育所等でこどもの居場所を確保します。	●保育所等での小学生受入れの実施 ・保育所等で、放課後や夏休み期間中などに小学生を受入れ	
学び・体験	安全・安心な活動場所の確保、地域と学校が連携した体験・活動機会等の提供 教 全てのこどもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動の実践を通して、心豊かで健やかに育つことをめざします。	●放課後子ども教室の開設 ・地域の方の協力を得て放課後や週末、夏休みなどに、小学校やコミュニティセンターなどで学びや交流の場を提供 ●放課後児童クラブとの連携 ・放課後児童クラブとの連携強化促進のため、スタッフの合同研修を実施	
	地域のコミュニティ活動の活性化 自 【再掲 P64】	●コミュニティセンター活動の充実（土日・夏休み等の長期休暇のこども向け講座等の開催）	
支援	こどもの居場所づくりを支援 福  子ども食堂運営団体の活動を支援することにより、世代間交流の場とこどもの居場所づくりを支援します。	●子ども食堂運営費、新規開設・事業拡充助成 ・子ども食堂の安定的な運営、こどもの居場所を増やすため、子ども食堂の運営費や新規開設・事業拡充経費を助成	
	居場所づくりの推進 市 未来を担う子どもたちが、誰一人取り残されず社会の中で安心できる居場所を持ちながら成長することをめざします。 	●利用ニーズの把握と支援方法の検討 ・多様な居場所の重要な担い手となる民間団体との連携・協働 ・様々な居場所の実態や利用ニーズの把握及び支援の方向性の検討	

I こどもの権利が保障され、
いじめや虐待が起きない環境づくり

II ライフステージに応じた
切れ目のない子育て支援

III すべてのこどもが健やかに
成長できるまちづくり

IV こども・子育てに
やさしいまちづくり

V 数値目標の設定

	方針	具体的な取組	主体
支援	育児を相互に援助し合う活動を支援 子 【再掲 P54】	●ファミリーサポートセンターの運営	行 地
	子育てに関する多様な支援の推進 子 【再掲 P54】	●子育て短期支援事業	行 地
	母子保健・児童福祉両機能の一体的な 相談支援 子 健 【再掲 P54】	●こども家庭センターの設置	行
	子育てを温かく応援する地域づくりの推進 子 【再掲 P54】	●しまね子育て応援パスポート「こころ」の交付	行 民
	子育て世代の支援・応援 教 参加型学習「親学プログラム」を活用し、子育て 中の保護者等を対象とした学習機会の充実を図り ます。	●保護者等を対象とした親学プログラムの実施 ・参加者同士が交流し、ともに活動することを通して、親（保 護者）としての役割や大人としてのこどもとの関わり方 について気づきを促す、参加型学習プログラムを実施 ・親学プログラムを実施する団体への、ファシリテーター 派遣 ●地域で家庭教育支援に関わる人材の育成 ・親学プログラムの進行をサポートする親学プログラム ファシリテーター養成講座の実施	行 地
体制・環境	重症心身障がい児及び医療的ケア児への 支援体制の強化 福 【再掲 P62】	●障がい福祉サービスの支援体制の充実・強化及 び実施体制の確保	行 民
経済的支援	医療費の経済的負担の軽減 子 【再掲 P59】	●子ども医療費助成 ・こどもの医療費にかかる自己負担額軽減（令和7年(2025) 4月から助成対象を高校生年代まで拡大）	行
	生活の安定によるこどもの健全な成長 子 【再掲 P59】	●児童手当の支給	行
	経済的理由による就学困難世帯への支援 教 経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童生 徒の保護者に対し、経済的支援に取り組みます。	●就学援助制度の実施 ・就学援助制度により学用品費や医療費等を援助	行
	経済的理由により修学が困難な方への支援 教 勉学の意欲がありながら、経済的理由により修学 が困難な方に奨学金を貸与し、その修学を支援し ます。	●奨学金制度の実施 ・出雲市奨学金、高野令一育英奨学金制度により、奨学金 を貸与	行

Ⅰ
こどもの権利が保障され、
こどもが意見を言えるまちづくり

Ⅱ
ライフステージに応じた
切れ目のない子育て支援

Ⅲ
すべてのこどもが健やか
に成長できるまちづくり

Ⅳ
こども・子育てに
やさしいまちづくり

Ⅴ
数値目標の設定

～「子ども食堂」を ご存じですか～

- 子ども食堂とは、こどもや保護者、地域住民に対して、無料又は低額で食事を提供する取組で、平成24年(2012)に東京都で始まったといわれています。
- 子ども食堂は民間発の自主的・自発的な取組ですが、現在その数は全国で約10,000か所以上(令和6年(2024)時点)にのぼり、全国の公立中学校数を超えました。
※認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ HP より
- 「地域食堂」「みんなの食堂」という名称のところもあり、地域の人との交流が希薄になっている今、子ども食堂は、こどもを真ん中に置いた多世代交流の地域の居場所にもなっています。
- 本市においては、令和7年(2025)1月時点で、市内に35か所の子ども食堂があり、月1～2回程度、居場所づくりや地域交流の促進、食品ロスの削減等を目的として行われています。
- 本市では、この取組を支援するため、市内で子ども食堂を実施する団体に対し、その運営費及び開設経費等の一部を補助する「出雲市子ども食堂支援事業補助金」を設けています。
- 令和4年度(2022)に始まったばかりの補助金ですが、令和4年度(2022)は8団体、令和5年度(2023)は13団体から申込みがあり、子ども食堂の取組が盛んになってきています。

子ども食堂ってこんなところ!



▲ 食事を楽しんでいる様子

子ども食堂の
ボランティアの皆さま ▼



(4) 不登校やいじめなど困難や悩みを抱える子どもへの支援

	方針	具体的な取組	主体
支援	小・中学校における不登校に対する支援体制の充実 (児) 未然防止はもとより、早期に発見し組織的に対応するとともに、支援体制の充実・強化を図ります。	●アンケート調査の実施 ・悩みのある児童生徒の早期発見のためアンケート調査を実施 ●スクールカウンセラー(SC)※1、スクールソーシャルワーカー(SSW)※2との連携 ・校内支援会議等において、SCやSSWの専門的な助言を受ける機会を確保するため、配置時間拡充を推進 ●不登校対策コーディネーターの配置 ・校内の教員の中から、学校の不登校対策の中心的役割を担う不登校対策コーディネーターを指名し、関係機関との連携や校内支援会議等を開催 ●不登校相談員の配置 ・不登校相談員を段階的に配置し、教員と連携しながら家庭訪問による支援や相談室・保健室等の別室での学習指導、教育相談を実施	行
	教育支援センターにおける不登校に対する支援体制の充実 (児) 社会的自立や学校復帰に向けた支援を行います。	●教育支援センターの設置 ・不登校の児童生徒の社会的な自立や学校復帰等を目的として指導を行う教育支援センターを設置 ・通所するそれぞれの児童生徒の学習やコミュニケーションに関する困り感の改善と自己肯定感を高める活動を実施 ・定期的な児童生徒と在籍校の教員との面談のほか、教育支援センターでの様子の情報共有 ●学習指導等のプログラム作成 ・ICT機器を活用して児童生徒の状況やニーズに応じた学習支援や相談を実施	行
	教育委員会における不登校に対する支援体制の充実 (児) 専門職員を配置し、学校や保護者と連携し、適切な支援を行います。	●不登校対策指導員の配置 ・家庭に閉じこもりがちな児童生徒の学校復帰や社会的自立のために、家庭訪問等により、信頼関係を築きながら児童生徒の状況に応じた個別の支援を行う不登校対策相談員を配置 ●児童生徒支援調整員の配置 ・教育支援センター及び不登校対策指導員等の支援を適切に受けられるよう連絡・調整を行う児童生徒支援調整員を配置 ●心理相談員の配置 ・心理相談員が、対面やオンラインでカウンセリングを実施	行
	いじめ・問題行動等への取組 (児) いじめが起こらない学級・学校づくりに努めます。校内ケース会議等を開催して未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	●アンケートの実施 ・いじめが起こらない学級づくり・学校づくりのため、楽しい学校生活を送るためのアンケートを活用 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・活用 ・SCの全校配置、学校からの要望を受けてSSWを派遣 ●教育委員会による、いじめ問題に特化した学校訪問 ・指導主事による各学期の学校訪問 ・教育長による、いじめ問題への対応状況に特化した校長面接を実施 ●相談窓口の設置 ・教育委員会にいじめやハラスメントに関する相談窓口を設置	行

※1 スクールカウンセラー...学校に通う児童生徒や保護者の心の悩みを受け止めるために配置される心の専門家のこと。

※2 スクールソーシャルワーカー...社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境への働きかけを行う専門家のこと。

	方針	具体的な取組	主体
支援	困難を抱えるこどもの支援 市 関係機関の連携により、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー等の困難を抱えるこどもの支援の充実を図ります。	●出雲市子ども・若者支援協議会による関係機関の連携強化 ・出雲市子ども・若者支援協議会、実務者研修会、市民向け講演会の開催 ●出雲市子ども・若者支援センターによる困難を抱えるこどもへの相談・支援及び関係機関の紹介、情報提供 ・関係機関と連携した困難を抱えるこどもへの相談・支援 ・社会体験、就労体験を通じた就学、就労意欲の向上による社会活動への復帰支援、相談窓口の広報 ●出雲こどもホームの維持管理・運営管理 ・相談・支援の場の確保、計画的な改修を実施	
	不登校やひきこもりのこどもの居場所の支援 健 不登校やひきこもりのこどもが社会とつながるきっかけとなる居場所を支援します。	●思春期の居場所支援事業 ・自分づくりの会へ委託し、安心して自由に過ごせる居場所「ぶらりねっと※」を開所	

- 令和5年(2023)10月に文部科学省から「令和4年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題」の調査結果が公表され、全国の不登校児童生徒の状況が明らかになりました。調査結果としては、国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約29万9千人で過去最多となりました。また、島根県の1,000人当たりの不登校児童生徒数は小・中学校とも全国を上回っており、本市においても令和4年度(2022)の不登校児童生徒数は、小・中学校あわせて592人と過去最多となり喫緊の課題となっています。
- 本市においても独自の施策を積極的に展開してきましたが、不登校児童生徒は増加し続けているとともに、その実態も多様化しており、既存の対策の見直しが必要になってきたため、小・中学校校長会の代表や指導主事等による「不登校対策プロジェクトチーム」を組織し、意見交換を行うなどして不登校児童生徒に係る各種調査結果の分析をするとともに、新たな不登校対策について検討を進め、令和6年(2024)2月に「出雲市不登校対策指針」を策定しました。

基本的な考え方

不登校の未然防止に努めるとともに、
不登校になったとしても個々の学びをサポートします。

未然防止の取組

- ✓ 居場所づくり・絆づくり
- ✓ わかる授業づくり
- ✓ 保幼小の連携の推進
- ✓ 生活習慣づくり

不登校のこどもへの支援

- ✓ 教育支援センターでの支援
- ✓ 学びの場の確保
- ✓ 学校の組織対応支援

不登校傾向のこどもへの支援

- ✓ 校内教育支援ルーム(ほっとルーム)の設置
- ✓ ICT 機器を活用した支援
- ✓ SC・SSW の活用拡大

ひきこもり傾向のこどもへの支援

- ✓ アウトリーチ型の支援
- ✓ 相談及び学習の機会の確保
- ✓ 多様な居場所や他者と関わる機会の周知



詳しい内容は
こちらから!

保護者への支援

- ✓ 保護者同士がつながる場づくり
- ✓ 定期相談会の実施
- ✓ 相談窓口の情報提供

5. 青年期の支援

	方針	具体的な取組	主体
支援	困難を抱えるこどもの支援 市  【再掲 P72】	●出雲市子ども・若者支援協議会による関係機関の連携強化 ●出雲市子ども・若者支援センターによる困難を抱えるこどもへの相談・支援及び関係機関の紹介、情報提供  ●出雲こどもホームの維持管理・運営管理	  
	大学生等の就職支援 産 大学生やUIターン者等を対象として、市内企業や就職に関する情報を提供し、地元就職支援の取組を進めます。	●合同企業説明会の開催 ・出雲地区雇用推進協議会と連携し、大学生等を対象とした合同企業説明会を開催 ●市内企業との交流会、企業見学会、出張相談等の開催 ・学生と市内企業若手社員との交流会、企業見学会、県外大学での出張相談等を開催 ●IT企業見学会の開催 ・市内IT企業の見学ツアー、IT技術者との交流会を開催 ●学生就職支援窓口の開設 ・学生就職サポーターによる相談対応（対面・電話・メール・LINE）、情報提供を実施 ●UIターン就職支援窓口の開設 ・UIターン者に限定した無料職業紹介所として、職業相談員による相談対応（対面・電話・メール）、情報提供を実施 ●地元就職情報の提供 ・いずも学生登録（メール）、ジョブ・ナビIZUMO（就職情報サイト）による地元就職に関する情報提供	 
	外国人住民の就職支援 産 市内に居住する外国人住民の安定した雇用機会の提供、職場定着を促進する取組を進めます。	●合同企業説明会の開催 ・外国人住民と市内企業とのマッチング機会を創出 ●就労支援メンターの設置 ・就労支援メンターによる相談対応、企業・公的機関との橋渡し等を実施 ●事業所別日本語研修の実施 ・市内事業所に就労している外国人住民を対象として、事業所に出向いて日本語研修を実施 ●求人情報誌の発行 ・毎月、ポルトガル語の求人情報誌を発行	 
	経済的課題や複合的課題を抱える家庭等の相談支援 福 生活困窮世帯の自立や複雑化・複合化する困りごとを抱える家庭の課題解決のため、相談支援を行います。	●生活困窮者自立相談支援事業 ・生活困窮者（世帯）が自立した生活ができるよう、総合相談窓口を設置（生活困窮者の自立に向けた相談対応、就労・家計改善支援等） ●福祉総合相談支援事業 ・複数分野にまたがる困りごとを抱える者（世帯）からの相談受付（困りごとを抱える個人・家庭からの相談対応、民間団体を含む関係機関と連携した社会参加への支援等）	 

I
こどもの権利が保障され、
こどもが意見を言える仕組みづくり

II
ライフステージに応じた
切れ目のない子育て支援

III
すべてのこどもが健やかに
成長できるまちづくり

IV
こども・子育てに
やさしいまちづくり

V
数値目標の設定

	方針	具体的な取組	主体
支援	出会いの場の創出・結婚相談支援 縁 結婚を望む方への支援として、縁結びプロジェクト（男女の出会いの場の創出、結婚支援）に取り組むとともに、結婚相談支援を行います。	●男女の出会いの場の創出 ・出会いの場の創出や婚活に役立つセンスアップセミナーなどを開催 ●結婚相談支援 ・結婚お世話役である島根はっぴいこーでいねーたー（はびこ）※と連携した結婚相談支援の実施	
	新婚世帯、子育て世帯への移住・定住支援 縁 各種移住助成金を交付し、新婚世帯、子育て世帯の移住・定住を促進します。	●新婚世帯、子育て世帯を対象とした家賃助成等の支援 ・県外から移住する新婚世帯、子育て世帯に対し、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成 ・本市に移住する市外在住者が市内に住宅を取得する場合に固定資産税等相当額を助成 ・助成金の対象となる住宅をリフォームする場合に費用の一部を助成	
支援	こどもの居場所づくりを支援 福 【再掲 P68】	●子ども食堂運営費、新規開設・事業拡充助成	
	不登校やひきこもりのこどもの居場所の支援 健 【再掲 P72】	●思春期の居場所支援事業	
	居場所づくりの推進 市 【再掲 P68】	●利用ニーズの把握と支援方法の検討	
学び・体験	地域のコミュニティ活動の活性化 自 【再掲 P64】	●コミュニティセンター活動の充実（土日・夏休み等の長期休暇のこども向け講座等の開催）	
	多様な活動機会の充実 市 【再掲 P64】	●青少年育成活動の実施 ！目標値設定	
	芸術文化活動の促進、文化を育む環境づくり 文 鑑賞機会と発表機会の充実を図り、芸術文化を担う人材の育成に努めます。	●鑑賞・体験ができる環境の整備や機会の提供 ・出雲総合芸術文化祭 ・出雲芸術アカデミー講座（オーケストラ・コーラスレパートリーほか） ・かみあり吹奏楽フェスタ ・出雲市文化・スポーツ活動激励金	
	スポーツ活動の振興、選手育成・強化、スポーツに親しむ環境づくり 文 スポーツ活動への支援や選手の育成を図りスポーツに親しむ環境づくりを行います。	●スポーツ活動の振興 ・出雲市スポーツ協会事業振興（大会開催等） ・出雲市文化・スポーツ活動激励金 ・出雲市国際スポーツ大会出場選手激励金	
	若年層へのDV防止に向けた啓発 市 【再掲 P64】	●DV、デートDV防止に関する広報・講座等の開催	

I
こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II
ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

III
すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

IV
こども・子育てにやさしいまちづくり

V
数値目標の設定

- ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい、問題行動等、こどもが抱える様々な悩みについて、相談や支援を行う総合相談窓口として、子ども・若者育成支援推進法第13条に基づき平成23年(2011)4月1日に設置しました。
- こどもに関する相談だけではなく、30歳代までの若者や、その家族からの相談に応じます。
- カウンセリングや様々な体験活動を通して、悩みごとや心配ごとの解決を一緒にめざします。

相談活動

「学校に行けない」、「外に出られない」、「将来のこと、仕事のことが不安」
「こどもの行動が気になる」

などの悩みごとに、電話による相談や支援センターでの面接相談のほか、必要な場合には、訪問相談を行います。

相談の内容によっては、他の支援機関などを紹介し、スムーズに相談できるようサポートします。

支援活動

相談者が、学校や地域等の社会生活になじんでいくことができるよう、支援センターの相談員や、ボランティアの支援員がカウンセリングや文化・スポーツ等の体験活動を支援します。

自分にあった活動を見つけ、目標を見つけるお手伝いをします。



III 全てのこどもが健やかに成長できるまちづくり

- ◆ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにします。

乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこどもが、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

困難な状況にあるこどもや家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行います。

1. こどもの貧困や虐待・ヤングケアラーに関する取組

	方針	具体的な取組	主体
支援	生活困窮家庭のこどもへの学習支援 福 子 生活に困窮する家庭の中学生の学習・生活支援を行います。	●こどもの学習・生活支援事業 ・経済的理由により学校教育以外の学習の機会を得ることが難しい世帯の中学生に対する学習・生活支援（住民税非課税家庭、生活保護家庭の中学生に対し、学習機会を提供し基本的な生活習慣の習得支援を実施） ●ひとり親家庭学習支援事業 ・児童扶養手当受給世帯の中学生に対し、学習機会を提供し基本的な生活習慣の習得支援を実施	
	経済的課題や複合的課題を抱える家庭等の相談支援 福 【再掲 P74】	●生活困窮者自立相談支援事業 ●福祉総合相談支援事業	 
	児童虐待への的確な支援 子 虐待を受けているこどもや支援を必要としている家庭を早期に発見し、適切な支援を図ります。	●児童虐待相談等への関係機関と連携した対応 ！目標値設定 ・要保護児童対策地域協議会※の代表者会議、実務者会議、個別ケース支援会議等の開催	  
啓発	児童虐待の発生予防 子 【再掲 P41】	●児童虐待防止の啓発・研修 ！目標値設定	  
支援	ヤングケアラーへの支援 子 こどもの気持ちに寄り添ったサポート体制づくりや、関係機関との連携により、ヤングケアラーを支援します。	●ヤングケアラー相談窓口の設置 ！目標値設定 ・相談窓口周知（ホームページへの掲載、保護者へのチラシ配布等） ●関係機関等と連携した対応 ・支援団体や関係機関との連携構築 ●地域の支援者団体等と連携した居場所の確保 ・相談まで必要ないと思うヤングケアラーのために、気軽に話せる地域団体等と連携し、居場所を確保	  
	困難を抱えるこどもの支援 市 【再掲 P72】	●出雲市子ども・若者支援協議会による関係機関の連携強化 ●出雲市子ども・若者支援センターによる困難を抱えるこどもへの相談・支援及び関係機関の紹介、情報提供 ●出雲こどもホームの維持管理・運営管理	  

※要保護児童対策地域協議会…児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むとともに、要保護児童等の適切な保護や支援を図るため、多機関によるネットワークの中で必要な情報交換や支援に関する協議を行う法定協議会。

I
こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II
ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

III
すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

IV
やさしいまちづくり

V
数値目標の設定

	方針	具体的な取組	主体
啓発	ヤングケアラーの理解促進 子 【再掲 P41】	●ヤングケアラーの啓発	行 民 地
支援	家事・子育て等に対して不安・負担を 抱えた家庭への支援 子 不安・負担を抱えた家庭への支援の実施に努めます。	●子育て世帯訪問支援事業 1目標値設定 ・家事・子育て等に対して不安や負担を抱える支援が必要な 家庭、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が居宅 を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、 家事・子育て等の支援を実施	行 民
体制・環境	こどもの貧困や虐待・ヤングケアラーの 早期発見、支援 福 「市民の最も身近な相談相手」、「地域の見守り役」、 「専門機関へのつなぎ役」として民生委員・児童 委員が地域の課題を抱える人、手助けが必要な人 を支えます。	●民生委員・児童委員のこども・子育てに関する 関係機関との連携 ・地域のこどもに関わる機会をもつ民生委員・児童委員が、 課題を抱える者(世帯)を早期に発見し、関係機関につなぎ、 見守り等の支援を実施	行 地

2. 発達支援、障がい児等への支援

	方針	具体的な取組	主体
支援	切れ目のない障がい児への支援 福 障がい児とその家族のニーズに基づき、ライフス テージに沿った包括的で切れ目のない支援体制を 構築します。	●障がい児とその家族に寄り添った支援の提供体 制の構築 ・地域の保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機 関が連携し、障がい児とその家族が希望する障がい福祉 サービス等の適切な支援を提供 ●育ちの場・学びの場を担う障がい児の地域社会 へのインクルージョン※の推進 ・保育所や幼稚園、小学校等において、それぞれのこども が障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に 過ごし、互いに学び合う経験が持てるよう、保育所等訪 問による障がい児及び家族に関する専門的支援や助言を 実施	行 民 地
	障がい児への相談支援体制の強化 福 障がい児とその家族が安心して豊かな生活が送れ るよう、相談支援体制の充実と強化に取り組みます。	●障がい児及びその家族からの相談に応じる体制 の整備 ・地域サービス基盤の開発・改善を行うため、個別事例を 検討する出雲市障がい者施策推進協議会サービス調整会 議等を実施 ・相談支援専門員の質の向上を図るため、各種研修会への 参加等の促進 ・現行の相談支援体制について検証・評価を行い、中核的 な役割を担う相談支援センターの設置等、相談支援体制 のあり方を検討 ●人材の育成支援、個別事例における専門的な指 導助言ができる体制の構築 ・相談支援専門員の質の向上を図るため、各種研修会への 参加促進や相談支援専門員同士の情報交換の場を提供	行 民
	幼稚園・保育所等における障がい児保育の 実施 保 【再掲 P62】	●幼稚園・保育所等での障がい児保育	行 民

	方針	具体的な取組	主体
体制・環境	スクールヘルパーによる個に応じた支援の充実 児 【再掲 P67】	●特別支援介助者の配置 ●特別支援教育補助者の配置	行
	地域で療育・相談ができる場づくり 福 【再掲 P62】	●療育活動の実施 ●保護者への相談及び情報提供 ●家族間の交流の場の提供	行 地
支援	発達支援・特別な支援が必要なこどもの育ちを支える 子 保 【再掲 P61】	●心理相談員、幼児教育指導員等による幼稚園・保育所等への巡回訪問の実施 ●年中児発達相談事業 ●発達クリニック ●幼児通級指導教室の充実 ●地域ミニ療育事業 おもちゃの家（市立直江保育所併設）	行 民
	就学相談の充実 児 特別な支援が必要な児童生徒やその保護者への支援を推進するため、専門職員を配置して、相談の充実を図ります。	●特別支援教育指導員、心理相談員の配置 ・特別な支援が必要な児童生徒やその保護者への支援を推進するため、特別支援教育指導員や心理相談員を配置して、就学相談や教育相談を実施 ●個別的教育支援計画「出雲市子ども支援ファイル」の作成 ・一人ひとりの個性に応じた一貫した支援が行えるよう、保護者や関係機関と連携し、長期的な見通しを持った個別的教育支援計画「出雲市子ども支援ファイル」を作成	行
	医療的ケア児の入所・入園への支援 保 【再掲 P62】	●私立認可保育所等医療的ケア児保育支援事業 ●公立施設での看護師配置 ●ガイドラインの作成 ●島根県医療的ケア児支援センター、その他関係機関との連携	行 民
	小・中学校及び児童クラブにおける医療的ケア児の支援 子 児 【再掲 P67】	●看護師の配置 ●ガイドラインの作成 ●島根県医療的ケア児支援センターや関係機関との連携	行 民
体制・環境	重症心身障がい児及び医療的ケア児への支援体制の強化 福 【再掲 P62】	●障がい福祉サービスの支援体制の充実・強化及び実施体制の確保	行 民
	小・中学校における特別支援教育の推進 児 【再掲 P67】	●特別支援教育推進委員会委員による巡回相談（わくわく相談会）等の実施 ●発達アセスメント会議での検討、相談先へのつなぎ	行 民
	通級指導の充実 児 【再掲 P67】	●通級指導教室での指導 ●通級指導教室指導員、通級指導ヘルパーの配置	行
啓発	障がい者理解教育の推進 児 【再掲 P41】	●研修の充実 ●障がい者理解教育の推進	行 民 地

Ⅰ
こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

Ⅱ
ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

Ⅲ
すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

Ⅳ
こども・子育てにやさしいまちづくり

Ⅴ
数値目標の設定

3. 外国にルーツを持つ子ども※の支援

	方針	具体的な取組	主体
支援	外国にルーツを持つ子ども及び保護者の支援 保 幼稚園、保育所、子育て支援施設等を利用する外国にルーツを持つ子ども及び保護者の支援を行います。	●私立認可保育所等外国籍児童加配職員雇用補助事業 ・外国にルーツを持つ子どもやその保護者とのやりとりに係る通訳、翻訳等を行う職員の雇用に対し補助金を交付 ●公立施設保育補助員の配置 ・外国にルーツを持つ子どもやその保護者とのやりとりに係る通訳、翻訳等を行う保育補助員を公立施設に配置	
	安心して子育てできる環境づくり 子 日本語が十分に理解できない等の理由から子育てに支障をきたすことがないよう、外国にルーツを持つ子どもの子育てを支援します。	●多文化子育て支援事業 ・市子ども政策課にポルトガル語通訳・翻訳員を配置	
	外国にルーツを持つ児童生徒及び保護者への教育支援 学 保 日本語指導が必要な外国にルーツを持つ児童生徒及び保護者に対する教育支援に努めます。	●拠点校への日本語指導員、日本語指導補助員の配置 ・日本語指導が必要な外国にルーツを持つ児童生徒に対する指導体制を確保するため、拠点校を設けて日本語指導員や日本語指導補助員を集中的に配置 ●日本語初期集中指導教室での支援 ・出雲科学館内に日本語初期集中指導教室を設置し、来日間もない児童生徒への初期指導を実施 ●体験入園等の実施 ・幼児教育において、円滑な入園につなげるため、入園前の体験入園や保護者説明を実施 ●保育補助員の配置 ・入園後に支援が必要な場合は、日常生活や教育活動におけるサポートを行うための保育補助員を配置 ●児童生徒・保護者に寄り添った支援 ・外国にルーツを持つ児童生徒が、将来の夢や目標を持ちいきいきと学べるよう、キャリア教育の実施のほか、学校からの文書の翻訳や面談時の通訳等を実施	
	外国人住民の就職支援 産 【再掲 P74】	●合同企業説明会の開催 ●就労支援メンターの設置 ●事業所別日本語研修の実施 ●求人情報誌の発行	

※外国にルーツを持つ子ども…国籍に関わらず、両親又は親のどちらか一方が外国出身者である子ども。

4. こどもの健康・体力づくり

	方針	具体的な取組	主体
啓発	乳幼児期からの基本的な生活習慣づくり 健 学習の機会を設けたり、情報発信を行いながら、乳幼児期からの基本的な生活習慣づくりに取り組みます。	●乳幼児健診や乳幼児相談、健康教育、子育てひろば等での情報提供 ・乳幼児期からの早寝早起きの生活リズムの確立や歯の健康、メディアとの付き合い方、親子のふれあい遊び等の学習の機会の提供や情報提供を実施 ・月齢に応じた離乳食教室 ・小・中学校、保育所におけるフッ化物洗口及び歯科指導を実施	
	食育の推進 健 食に関心を持ち、食育を実践できるよう関係団体と協働して、学習・活動体験を通して、食の知識や食の大切さへの理解を深めるための取組を展開するとともに、食の地産地消を進めます。	●食育のまちづくり事業 ・家庭・地域・保育所・幼稚園・認定こども園・学校・職場等と連携した取組、子育てサークル、子育てひろば等での啓発、食のボランティアの育成・研修等の各種活動を実施	
支援	感染症対策の推進 健 疾病の発病、重症化防止やまん延防止を図ります。	●予防接種事業 ・感染症予防のため、乳幼児定期予防接種の接種率向上と早期完了をめざし、接種勧奨を実施	
学び・体験	健康と体力の増進 学 幼児期においては体を動かす楽しさを味わい、自分の体を大切にすることが育つよう、環境や機会の提供に努めます。小・中学校においては、各学校でバランスのとれた体づくりを進めます。	●体育的活動の推進、体力テストの実施 ・小・中学校における体育活動等を推進するとともに、各学校で「体力テスト」の結果を踏まえた体力向上推進計画を策定	
	学校給食における食育の推進 給 栄養教諭が中心となり学校給食や地元産食材を教材として活用し、学校教育活動全体を通じて総合的に食育の推進に取り組みます。	●学校給食試食会及び親子料理教室の開催 ・家庭・地域と連携して食育の推進に取り組むため、学校給食試食会や親子料理教室を開催 ●学校給食マッチング会議の開催 ・こどもが地域への愛着や感謝の心を育むうえでの教材となる地元産食材をできるだけ多く給食献立に取り入れるため、JA、市場関係者及び学校給食センターで構成する学校給食マッチング会議を開催	
体制・環境	学校保健の推進 教 学 生涯を通して健康な生活を送ることができる基礎を築いていく環境を作ります。	●就学児健康診断及び健康診断の実施 ・学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康診断を実施するとともに、学校環境衛生検査を実施	

I
こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II
一 次 目 的
一 切 れ 目 の な い 子 育 て 支 援

III
一 次 目 的
一 切 れ 目 の な い 子 育 て 支 援

IV
一 次 目 的
一 切 れ 目 の な い 子 育 て 支 援

V
一 次 目 的
一 切 れ 目 の な い 子 育 て 支 援

IV こども・子育てにやさしいまちづくり

- ◆ 若い世代の生活基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚・子育てに関する希望の形成と実現をさまたげるものを取り除きます。

若い世代が、社会の中で自らを生かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにします。

多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚や子育てを望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていきます。

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進します。

- ◆ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視します。

本計画を基に社会全体でこども施策を推進します。そのため、公共団体、民間団体等との連携を図ります。

1. 子育てしやすい社会環境づくり

(1) 生活の基盤となり将来に希望が持てる雇用の場の確保等

	方針	具体的な取組	主体
体制・環境	企業の誘致促進 産 企業誘致を強力に推進することで、産業基盤を強固にするとともに、様々な産業分野において、こども・若者やUIターン者にとって魅力のある多様な雇用の場を創出します。	●誘致活動の強化 ・企業立地優遇制度を活用した企業の積極的な誘致 ・企業立地セミナーや企業懇話会などを活用したトップセールスの展開 ●新たな工業団地の整備 ・企業の事業用地の新增設に対応する新たな工業団地の整備 ●製造業、ソフト産業の新增設支援 ・立地計画の認定を受けた企業が行う工場等の新設・増設に対する助成	 
	高校生の就職支援 産【再掲 P65】	●企業見学会、企業ガイダンス、合同企業説明会等の開催 ●学生就職支援窓口の開設 ●地元就職情報の提供	 
支援	大学生等の就職支援 産【再掲 P74】	●合同企業説明会の開催 ●市内企業との交流会、企業見学会、出張相談等の開催 ●IT企業見学会の開催 ●学生就職支援窓口の開設 ●UIターン就職支援窓口の開設 ●地元就職情報の提供	 
	外国人住民の就職支援 産【再掲 P74】	●合同企業説明会の開催 ●就労支援メンターの設置 ●事業所別日本語研修の実施 ●求人情報誌の発行	 

(2) 出会い・結婚支援、移住・定住支援

	方針	具体的な取組	主体
支援	出会いの場の創出・結婚相談支援 縁【再掲 P75】	●男女の出会いの場の創出 ●結婚相談支援	行 民
経済的支援	新婚世帯、子育て世帯への移住・定住支援 縁【再掲 P75】	●新婚世帯、子育て世帯を対象とした家賃助成等の支援	行

(3) 働きやすい職場環境づくり

	方針	具体的な取組	主体
共働き・子育て	ワーク・ライフ・バランスの推進 市産 事業所（働く場）でのワーク・ライフ・バランスの推進やディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現に向けた啓発を行うとともに、市民が性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画のまちづくりを進めます。	●職場へのワーク・ライフ・バランス、男女共同参画、女性活躍の普及啓発 ！目標値設定 ・経営者、管理職、従業員に対する出前講座の開催や、広報等による企業の先進的取組の情報提供を実施 ・経営者、管理者に対するイクボスに関するセミナーの開催やイクボス宣言登録企業制度の周知、関係機関の研修会や各種助成制度等の情報提供を実施 ●地域や家庭へのワーク・ライフ・バランス、男女共同参画、女性活躍の普及啓発 ・コミュニティセンター等と連携した出前講座の開催や、女性活躍のための男性・夫婦を対象とした家事育児参画等の講座の開催 ・関係機関の研修会等の情報提供 ●事業所への労働に関する法令等の広報、情報提供 ・子の看護休暇や男性の育児休業の取得等、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援制度をはじめ、労働基準法や働き方改革関連法、男女雇用機会均等法に関する広報や情報提供を実施	行 民 地

(4) 保育所等子ども・子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

	方針	具体的な取組	主体
体制・環境	地域の支援者育成 健【再掲 P59】	●子育てサポーター事業	行 地
	保育士確保のための情報発信 保 次代を担う保育士の確保につなげるため保育士養成施設の学生に保育現場に触れる機会を提供します。	●学生の保育ボランティア活動への参加促進 ・保育ボランティアを通じ、保育士の仕事に触れることで、将来、保育士を志望する学生を増やすため、保育施設が実施する活動のボランティア募集について、定期的な情報発信を実施	行 民
	保育士確保・定着化支援 保 待児童対策のため、保育士の確保及び定着化を図ります。	●保育人材確保支援事業 ・保育士確保が困難な保育施設に対し、人材派遣会社を通じて人材確保の支援を実施 ●定着化促進のための研修の実施 ・保育実践や保護者対応での困り感を把握し解決手段を導くことで、保育士としてのやりがいを保持し、定着を図るための研修を実施	行 民

I
こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II
ライフステージに応じた子育て支援

III
すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

IV
こども・子育てにやさしいまちづくり

V
数値目標の設定

	方針	具体的な取組	主体
体制・環境	発達段階に応じた保育内容・幼児教育の充実 保 【再掲 P60】	●保育士や幼稚園教諭の各種研修や合同研修の実施 ●職員体制の維持を図るための人材確保 ●幼児教育指導員の体制強化	
	発達相談支援を担う人材の確保・育成 子 多様なニーズに対応できる相談支援体制を構築するため、臨床心理士、保健師等の専門職の確保・育成に努めます。	●臨床心理士、保健師等の専門的人材の確保・育成 ・人材確保のほか、こどもやその保護者の個々の状況に適した支援を行うため、発達障がい等に関する研修を実施	
	教員の授業力の向上 学 【再掲 P66】	●授業力向上のための教育指導員の派遣 ●学力向上研修講座の開催	
支援	子育て世代の支援・応援 教 【再掲 P69】	●保護者等を対象とした親学プログラムの実施 ●地域で家庭教育支援に関わる人材の育成	

(5) こども・子育て世帯に向けた情報発信（SNSの活用等）

	方針	具体的な取組	主体
支援	SNS を利用した子育て情報の発信 子 子育て当事者が利用しやすいコンテンツによる情報発信により、より安心して楽しく子育てができる環境を整えます。	●LINE や子育てアプリを利用した子育て情報の発信 ！目標値設定 ・LINE のセグメント配信機能を利用し、市民の方それぞれが受信設定により選択したジャンルの子育て情報についてプッシュ型※のメッセージを配信 ・子育てアプリ登録者に、子育て情報を配信	
	子育て情報誌の発行 子 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、多様な手段を使って情報提供を行います。	●子育てガイドブックの発行 ・妊娠期から就学前までのこどもに関する様々な制度や相談窓口、健診、親子で楽しめる遊び場の情報等を掲載した子育て情報誌を民間の事業者と協働して発行	
	ホームページによる子育て情報の発信 子 様々なコンテンツを利用した情報発信により、安心して楽しく子育てができる環境を整えます。	●子育て情報サイトの公開 ・本市で利用できる子育て関連施策の情報を集約した web ページを公開し、最新の子育て関連情報をより見やすい形で市民に提供	
	イベントや遊び場等の積極的な情報発信 子 こどもに関するイベントをこども・子育て世帯に発信し、地域の人との交流や、様々な活動の体験等を促進します。	●イベント・遊び場の情報発信 ・市内で開催される様々なイベントや遊び場についての情報を積極的に発信	

※プッシュ型...受ける側が何もしなくても、情報やサービスを届けるようにする仕組みのこと。

(6) 地域や市全体でこどもや子育てを応援する意識の醸成

	方針	具体的な取組	主体
体制・環境	青少年の成長を社会全体で支える環境づくり 市 家庭・学校・地域の連携により、社会環境の健全化を図り、青少年育成を推進します。	●出雲市青少年育成市民会議による青少年育成活動の実施 ・各地域でのあいさつ運動や、夏休みの防犯パトロール等の見守り活動の実施 ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」関連事業の実施 ・禁酒・禁煙啓発冊子の発行 ・社会を明るくする運動、地域を明るく照らす運動等の取組を実施 ●いずも子どもウィークの実施 ・家庭・地域・事業者・行政が一体となってこどもの健やかな成長を支援するための集中的な取組を行う期間として、「いずも子どもウィーク」を設け、子ども・若者支援講演会、出雲市青少年育成推進大会などの啓発活動を実施	  
	困難を抱えるこどもの支援 市 【再掲 P72】	●出雲市子ども・若者支援協議会による関係機関の連携強化 ●出雲市子ども・若者支援センターによる困難を抱えるこどもへの相談・支援及び関係機関の紹介、情報提供 ●出雲こどもホームの維持管理・運営管理	  
啓発	こどもを家族が育み、家族を地域社会が支える意識の醸成 子 家族や地域の大切さ、こどもを社会全体で温かく包み込む大切さ等について理解を深めます。	●「家族の日」の周知 ・こどもを家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについて理解を深めるために設けられた「家族の日」について、チラシ配布等により啓発活動を実施	 
	児童虐待の発生予防 子 【再掲 P41】	●児童虐待防止の啓発・研修	  

(7) デジタルを活用した子育て世帯への支援

	方針	具体的な取組	主体
体制・環境	各種手続のオンライン化による利便性の向上 子 保 手続を負担なく行えるよう、「窓口に行かなくてよい」「待たなくてよい」「申請書を書かなくてよい」ことを目標に、利便性の向上を図ります。	●オンラインでの入所申込等ができる環境整備 ・電子申請により、自宅から保育所入所申込や子ども医療費助成の交付申請等の各種申込及び手続ができる環境を整備	
	窓口における市民サービス向上 子 保 デジタルの活用により、待ち時間の少ない利便性のよい窓口対応をめざします。	●窓口受付管理システムの設置 ・一定期間に集中する手続（保育所入所申込等）に関して、待ち時間の軽減を図るため、手続の事前予約や、現在の待ち状況を確認することができる窓口受付管理システムを設置	
	個別最適な情報提供による利便性の向上 情 市民一人ひとりのニーズに合わせた情報提供により、利便性の向上、対応の時間縮減を図ります。	●人工知能を用いた情報提供サービスの導入 ・市民が知りたい情報をインターネット上で問い合わせることができ、質問に対する回答や関連するウェブサイトへの誘導を行うことで、いつでも、どこでも気軽に欲しい情報が入手できる人工知能を用いた情報提供サービスを市のホームページ等に導入	

I
こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II
一 ไลฟ์スタイルにこどもに合わせた子育て支援

III
一 成長できるこどもが健やかに

IV
一 こども・子育てにやさしいまちづくり

V
一 数値目標の設定

2. 子育て当事者（親・保護者）への支援

（1）ひとり親・女性への支援

	方針	具体的な取組	主体
支援・経済的支援	ひとり親への生活支援（子 福） ひとり親家庭の自立した生活の安定に向けた支援をします。	●ひとり親家庭への相談対応 ・母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の暮らし・子育て・就労等の各種相談に対応 ●母子父子寡婦福祉資金の貸付 ・母子・父子家庭・寡婦の方を対象に、経済的自立の援助のため各種資金を貸付 ●児童扶養手当の支給 ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進、こどもの福祉の増進を図るため手当を支給 ●日常生活支援事業 ・就労や病気等の理由で日常生活に援助が必要なとき、家庭生活支援員を派遣して家事や育児を支援 ●ひとり親とその児童への医療費助成（福祉医療） ・健康保険対象となる入院・通院医療費の自己負担部分にかかる医療費の一部を助成	（行）
	ひとり親への資格取得支援（子） 就労に結びつきやすい資格取得の支援を実施します。	●就労支援 ・ハローワーク等の専門機関と連携し、ひとり親の就労を支援 ●母子家庭等自立支援給付金事業 ・養成機関で修業する期間等に各種給付金を支給 ●生活保護受給者等就労自立促進事業 ・特に支援を要する場合は、担当ナビゲーターによる支援、就労意欲向上の取組、職業能力の開発及び向上の支援等を実施	（行）
支援	ひとり親家庭への学習支援（子） ひとり親家庭のこどもの生活向上に向けた支援を実施します。	●ひとり親家庭学習支援事業 ・児童扶養手当受給世帯の中学生に対し、学習機会を提供し、基本的な生活習慣の習得支援を実施	（行）
	DV被害者支援の充実（市） 罪となる行為も含み、重大な人権侵害であるDVによる被害回復のための取組を推進します。	●女性相談 ・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のため、相談員のスキルアップ等で相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者に寄り添いながら、相談者の自立へ向けた適切な助言・支援を実施	（行）

I
こどもの権利が保障され、
こどもが意見を言えるまじわりづくり

II
ライフステージに応じた
切れ目のない子育て支援

III
すべてのこどもが健やかに
成長できるまちづくり

IV
こども・子育てに
やさしいまちづくり

V
数値目標の設定

(2) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

	方針	具体的な取組	主体
経済的支援	不妊・不育症治療費の費用支援 健 【再掲 P55】	●不妊治療費の助成 ●不育症治療費の助成	行
	妊娠に着目した経済的支援の強化 健 【再掲 P55、57】	●妊婦のための支援給付（1回目給付・2回目給付）	行
支援	子育てを温かく応援する地域づくりの推進 子 【再掲 P54】	●しまね子育て応援パスポート「こっころ」の交付	行 民
経済的支援	医療費の経済的負担の軽減 子 【再掲 P59】	●乳幼児等医療費助成	行
	医療費の経済的負担の軽減 子 【再掲 P69】	●子ども医療費助成	行
	生活の安定によるこどもの健全な成長 子 【再掲 P59】	●児童手当の支給	行
	保育に係る経済的負担の軽減 保 【再掲 P59】	●保育所等の保育料等の減免実施	行
	経済的理由による就学困難世帯への支援 教 【再掲 P69】	●就学援助制度の実施	行
	経済的理由により修学が困難な方への支援 教 【再掲 P69】	●奨学金制度の実施	行
	ひとり親への生活支援 子 福 【再掲 P86】	●母子父子寡婦福祉資金の貸付 ●児童扶養手当の支給 ●ひとり親とその児童への医療費助成（福祉医療）	行
	ひとり親への資格取得支援 子 【再掲 P86】	●母子家庭等自立支援給付金事業	行
支援	生活困窮家庭のこどもへの学習支援 福 子 【再掲 P77】	●こどもの学習・生活支援事業 ●ひとり親家庭学習支援事業	行

I
こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II
ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

III
すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

IV
こども・子育てにやさしいまちづくり

V
数値目標の設定

3. こどもの安全・安心の確保

	方針	具体的な取組	主体
啓発	こどもへの安全対策の充実 児 防 【再掲 P64】	●防犯教室、不審者対応訓練等の実施 ●ネットトラブル研修会の実施 ●通学路の危険箇所の点検実施 ●防犯灯の設置及び維持管理	
体制・環境	青少年の成長を社会全体で支える環境づくり 市 【再掲 P85】	●出雲市青少年育成市民会議による青少年育成活動の実施 ●いずも子どもウィークの実施	
啓発	消費者被害の未然防止 生 消費者被害にあわないために相談窓口の充実と啓発活動を推進します。	●消費生活相談の実施 ・専門資格を持つ相談員を配置し、充実した相談体制を確保 ●多様な世代に対応した啓発活動を実施 ・若年層を対象にした出前講座等の啓発活動を実施	
体制・環境	こどもの安全・安心を確保するための施設整備 保 【再掲 P60】	●市立幼稚園の計画的な改修 ●認可保育所等の施設整備に対する補助	
	こどもの安全・安心を確保するための施設整備 都 文 安全・安心を確保するための施設整備を実施します。	●都市公園・普通公園の施設（遊具等）の計画的な改修 ・公園施設の老朽化等による遊具等の改修を計画的に実施 ●文化・スポーツ施設の計画的な改修等 ・文化・スポーツ施設の遊具等の設置及び計画的な改修	

I こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援

III すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくり

IV こども・子育てにやさしいまちづくり

V 数値目標の設定

V 数値目標の設定

本計画における目標値（重要業績評価指標・KPI）の設定の考え方について

- ◆ 本計画に示すこども施策に関係する分野は、市の施策の多岐にわたるため、以下のとおりの事業（取組）に、目標値を設定します。

- ① 第4章「5か年事業計画（量の見込み・確保方策）」において、量の見込みと確保方策を設定している事業
- ② 上記以外の重点的な事業（取組）

※ただし、他の関連する個別計画（第3期出雲市障がい児福祉計画、第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画等）において、目標値が設定されている事業（取組）は除く。



「出雲市総合振興計画 出雲新話 2030」より

I
「こどもの権利が保障され、
こどもが意見を言えるまちづくり」

II
「ライフステージに応じた
切れ目のない子育て支援」

III
「成長できるこどもが健やかに」

IV
「やさしいまちづくり」

V
「数値目標の設定」

[] 内は第4章内「地域子ども・子育て支援事業」における事業名

こども家庭センターの設置〔利用者支援に関する事業〕

(単位：か所)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【設置数】					
	現状値	目標値				
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現 状 令和6年(2024)4月、「出雲市こども家庭センター」を設置し、健康増進課に設置していた「母子健康包括支援センター」(母子保健)と子ども政策課に設置していた「子ども家庭総合支援拠点」(児童福祉)の機能を一体的に実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っている。 課 題 母子保健・児童福祉間の情報連携を円滑に行うため、システム改修を検討する必要がある。 方 針 引き続き、この体制で「出雲市こども家庭センター」を設置し、子ども政策課及び健康増進課の更なる連携強化を図り、切れ目のない支援を行っていく。	1	1	1	1	1	1

妊婦健康診査事業〔妊婦に対して健康診査を実施する事業〕

(単位：人、回)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【健診人数及び回数】					
	現状値	目標値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現 状 妊娠届出時に妊婦健康診査受診券(標準受診回数14回分)を発行し、受診費用を市が負担している。標準的な検査項目については、妊婦の経済的負担なく受診ができています。 課 題 定期的に受診しない妊婦が稀にいますため、状況把握、受診勧奨が必要である。 方 針 医療機関と連携し、定期受診していない妊婦への受診勧奨を行う。						
人数	1,261	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
健診回数	15,295	15,860	15,860	15,860	15,860	15,860

〔子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)〕

(単位：人日)

現状・課題・方針		指標 (KPI) 【利用日数】					
		現状値	目標値				
		R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現 状 ニーズに対するマッチングはできています。また、事業周知のため市広報掲載やホームページの活用に限らず、デジタル等を活用した公式 LINE のセグメント配信を利用し会員の確保に努めるほか、民間団体のイベント等に参加し、事業周知を行っています。 課 題 サポートのニーズに対して、サポート可能なままかせて会員数が足りない地域があり、マッチングに苦慮する場合があります。そのため、サポートのニーズが多いエリアにおけるままかせて会員の確保が必要である。急なキャンセル時の連絡など、現行のメールや電話では対応が遅れることがある。 方 針 引き続き民間団体のイベント等へ積極的に参加し、ままかせて会員の確保に努める。翻訳機能のあるタブレットを導入し、多言語に対応するとともに、会員との連絡に LINE を用いてスムーズなサポートマッチングにつなげる。	病児対応	79	40	40	40	40	40
	就学後	1～3年生	1,893	2,300	2,300	2,300	2,300
		4～6年生	1,106	1,100	1,100	1,100	1,100
		合計	2,999	3,400	3,400	3,400	3,400
	上記以外	3,162	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
合計		6,240	6,240	6,240	6,240	6,240	6,240

[子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）]

(単位：人日)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【利用日数】						
現 状 令和3年度(2021) から里親委託も可能とし、受入体制の拡充とともに迅速で柔軟な対応はできている。 課 題 本事業は急遽当日に利用希望される場合もあるため、対応可能な里親等の更なる確保が必要である。 方 針 引き続き関係機関との連携により委託事業所の確保に努めるとともに、委託里親をさらに増やすため、児童相談所と連携し、里親への事業案内を実施する。		現状値	目 標 値				
		R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	ショートステイ※	32	40	40	40	40	40
	トワイライトステイ※	0	10	10	10	10	10

[乳児家庭全戸訪問事業]

(単位：人)

現状・課題・方針	指標（KPI）【訪問人数】					
現 状 出生数の減少に伴い訪問数は減少しているが、全数面談ができています。 課 題 初回訪問時に精神的不調（産後うつリスクが高い）が見られた褥婦について、再訪問を実施することとしているが、対象者の意向等もあり、再訪問100%になっていない。 方 針 引き続き、乳児のいる家庭への訪問100%を目標とする。精神的な不調（産後うつリスクが高い）が見られた褥婦の再訪問等の継続支援を徹底する。	現状値	目 標 値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	1,262	1,280	1,266	1,255	1,239	1,220

[産後ケア事業]

(単位：回)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【利用回数】					
現 状 利用希望者の状況をアセスメントし、希望者に実施している。年々利用者が増加している。 課 題 利用者増に向けた受け皿の確保が必要である。また、産後ケア以外のサービスとの棲み分けも必要であり、産後ケア終了後の自立した育児へのサービスのつなぎも課題である。 方 針 引き続き、本事業を必要とする利用希望者に対し、適切な支援を行えるよう、アセスメントの継続、受け皿の確保を行っていく。	現状値	目 標 値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	191	300	380	440	600	660

[地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）]

(単位：人)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【利用者数】					
現 状 全体的利用者数は安定しており、令和5年度(2023)の利用者数は令和4年度(2022)の約99%で、出生数が減少しているにもかかわらず同程度を保っている。 課 題 令和5年度(2023)の利用者数は、計画値に比して実績が▲8,944人であり、更なる利用者増の取組強化が必要である。また、令和5年5月に新型コロナが5類に移行し利用者数も持ち直してきているが、出生数減少に伴う利用者数減少の影響を最小限とする取組が必要である。 方 針 令和5年度(2023)に実施を開始した利用者アンケートの結果を基にニーズを的確に把握し、保護者に寄り添った支援を展開することで、継続利用の促進をめざす。また、より効果的な情報発信の方策を検討していく。さらに、令和5年10月から実施している公式LINEのセグメント配信による行事やイベントの効率的な発信を継続する。	現状値	目 標 値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	44,956	47,000	49,000	51,000	53,000	55,000

保育所の待機児童数について

(単位：人)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【保育所の待機児童数 (国基準)】					
現 状 定員増や年度当初からの定員の弾力化の活用により、待機児童0人の継続、入所未決定者の減につながっている。 課 題 出生数の減少により全体の申込者数も減少傾向となっている一方で、保育ニーズが高い地域における入所未決定者数を更に減少させる方策が必要である。 方 針 定員の弾力化を引き続き活用するとともに、保育ニーズの高い地域における定員増の検討を進める。	現状値	目標値				
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	0	0	0	0	0	0
	指標 (KPI) 【入所未決定者数】					
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	170	150	130	110	90	70

〔延長保育事業〕

(単位：人、か所)

現状・課題・方針	指標（KPI）【利用者数及び実施施設数】						
現 状 保護者のニーズに応じ、保育所等の開所時間を超えて、乳幼児を保育することにより、子育てしやすい環境に寄与している。 課 題 職場の働き方改革で保護者が保育所へ早く迎えに行きやすい環境が整備されたこと等により、延べ利用者数が減少するなか、延長時間の短縮を検討する園があり、保護者のニーズに応えられない園が出てくる可能性がある。 方 針 現行の延長保育事業を継続し、引き続き保護者のニーズに対応していく。	現状値	目標値					
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
	利用者数	2,048	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
	施設数	50	50	50	50	50	50

〔一時預かり事業（幼稚園型）〕

(単位：人日、園)

現状・課題・方針	指標（KPI）【利用日数及び実施施設数】						
現 状 令和5年度(2023)から全国で長時間預かりを実施し、長時間の預かり保育ニーズには対応できている。 課 題 長時間預かりを全国で実施しているが、園児数の減少は続いている。 方 針 預かり保育の長時間化等、幼稚園の魅力を広報する等、幼稚園の入園につながる情報提供をする必要がある。	現状値	目 標 値					
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	
	利用日数	65,893	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000
	施設数	25	25	25	25	25	25

〔一時預かり事業（幼稚園型を除く）〕

(単位：人日)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【利用日数】					
現 状 新型コロナが5類に移行した影響もあり、利用者数が増加した。 課 題 新型コロナにより減少した利用者の今後の増加に対応する必要がある。 方 針 現行の一時預かり事業を継続する。	現状値	目標値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	8,149	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

〔病児・病後児保育事業〕

(単位：人日)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【利用日数】					
	現状値	目標値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現 状 新型コロナが5類に移行した影響もあり、利用者数が増加した。 課 題 感染症の流行期には、利用希望が急増し定員超過となる場合がある。今後の利用ニーズの増加に対応する必要がある。 方 針 現行の病児・病後児保育事業を継続する。	3,002	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

〔乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〕

(単位：人日)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【利用日数】					
	現状値	目標値				
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現 状 子ども・子育て支援法の改正により、市町村は本事業を令和8年度(2026)から実施することとなった。なお、令和5～6年度(2023～2024)は試行的事業として実施され、令和7年度(2025)は子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として希望する市町村にて実施予定。 本市は令和8年度(2026)から実施予定。 課 題 国から今後示される事業実施要綱等を踏まえ、令和8年度(2026)の事業実施に向け準備が必要である。 方 針 関係機関と協議しながら事業実施の準備を進める。	—	—	19	19	19	19

〔養育支援訪問事業〕

(単位：人)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【訪問人数 (延べ)】					
	現状値	目標値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現 状 主に専門職種による訪問を継続し、他の支援制度を併用しながら支援を行っている。対象家庭ごとに支援計画を作成し、支援を行っている。 課 題 寄り添った支援を行いながら、本事業終了後に継続可能な支援（一般的なサービス等）へのつながりを意識していく必要がある。 方 針 保護者の養育力を高め安心して地域で子育てができるよう、個々の状況に応じた支援を行っていく。	47	70	70	70	70	70

I
こどもの権利が保障され、こどもが意見を言えるまちづくり

II
ライフステージに応じた支援

III
成長できるこどもが健やかに

IV
こども・子育てにやさしいまちづくり

V
数値目標の設定

児童クラブ事業〔放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）〕

(単位：人、か所)

現状・課題・方針	指標（KPI）【未決定者数及び施設数】						
現 状 入会未決定が生じる校区がある。 課 題 児童数増加等の校区では、受入可能数を超える利用希望があるため、受入増の方策が必要である。また、児童受入れに必要な人材の確保が困難となっている。 方 針 課題解消を図るために、運営委員会を中心としたワーキンググループでまとめた対応方策を踏まえ、人材確保や法人参入の促進など、受入枠の更なる拡大のための対策を推進し、未決定者の解消が着実に実行できるよう進めていく。		現状値	目標値				
		R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	未決定者 数	64	53	22	0	0	0
	施設数	50	48	50	51	52	53

子ども・若者支援センター相談終結者数（復学・就労）

(単位：人)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【終結者数（復学・就労）】					
	現状値	目標値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現 状 令和5年度(2023)、子ども・若者支援センターにおいて困難を抱えるこども・若者からの相談を2,062件受け付け、65人の継続支援対象者に対して支援を行った。結果として2人の復学、9人の他機関移行を含む20人が終結となった。 課 題 義務教育終了後に進学や就職につながらず、ひきこもりとなる傾向が顕著である。こども・若者の相談者が半数を占めるため当センターにおいては、学校や医療機関などの各種関係機関と連携し、いかに状態を長期化させないかが課題となっている。 方 針 相談業務や様々な体験活動を通して当事者の気持ちに寄り添いながら自立を支援し、各種関係機関との連携により復学や就労などの社会的復帰をめざす。	2	4	5	6	7	8

青少年育成の推進満足度（市民満足度調査）

(単位：%)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【満足度】					
	現状値	目標値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現 状 令和5年度(2023)「いずも子どもウィーク」期間に家庭、地域、事業者、行政が一体となって、こどもの健やかな成長を支援するための活動を130実施した。また、地区青少年育成協議会を支援することにより、あいさつ運動、見守り・体験活動などの青少年育成活動を1,076回実施し、青少年のための健全な社会環境づくりを行った。 課 題 少子化や自治会未加入者の増加に伴い、青少年育成活動の継続に支障をきたす地域が増えている。また、活動を行う地域住民の高齢化が進み、後継者の育成が課題となっている。 方 針 時代とともに社会のありようが変化するなかで、次世代を担う青少年が心身ともにたくましく生きる力を育み、人間性豊かな社会人として成長できるよう、家庭、学校、地域の連携を強化し、地域ぐるみで見守り活動や体験・交流活動などの青少年育成活動を推進する。	26	—	—	—	30	—

児童虐待防止等の啓発・研修

(単位：人)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【児童虐待防止推進研修会受講者数】					
	現状値	目標値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現状 要保護児童対策地域協議会の運営を行い、関係機関と共に虐待等のあるこどもの支援を行っている。 課題 複雑な課題を抱える家庭や、親や子に発達特性等が見られる家庭が増えるなか、関係職員及び支援者のスキルアップや、関係機関との連携、市民への啓発が必要である。 方針 引き続き研修を実施し、啓発及びスキルアップをめざす。	186	195	200	205	210	215

児童虐待相談等への関係機関と連携した対応

〔子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業〕

(単位：か所)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【設置数】					
	現状値	目標値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現状 要保護児童対策調整機関として、関係機関との迅速な連携による支援を行うとともに、市民への啓発を行っている。 課題 複雑な課題を抱える家庭が増えているとともに、相談件数が増えているため、関係機関との連携が一層必要である。 方針 引き続き、子ども政策課子ども家庭相談室内に要保護児童対策調整機関を設置し、支援及び啓発を行っていく。	1	1	1	1	1	1

ヤングケアラー相談窓口の設置

(単位：件)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【相談受付件数】					
	現状値	目標値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現状 令和5年(2023)7月から市に相談窓口を設置している。令和5年度(2023)の相談件数は7件であり、サービス調整等を行っている。 課題 相談件数は多くはなく、ヤングケアラー本人からの相談もないことから、相談窓口の更なる周知が必要である。 方針 引き続き、相談窓口の周知を行う。	7	20	20	20	20	20

〔子育て世帯訪問支援事業〕

(単位：人日)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【利用日数】					
	現状値	目標値				
	R6年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
現状 本事業は、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業であり、令和4年(2022)の児童福祉法の改正により、市町村は本事業の実施に努めることとなった。 課題 本事業により、支援対象者へ適切な支援を行うことができるよう、実施に向け事業の組立てが必要である。 方針 本事業を新たに実施することとし、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭への支援を行っていく。	—	240	480	480	480	480

I
—
こどもの権利が保障され、
こどもが意見を言えるまちづくり

II
—
あらゆるステイジに
子育て支援

III
—
成長できるこどもが
健やかに

IV
—
やさしい・子育てに
向き

V
—
数値目標の設定

働きやすい職場環境づくり

(単位：%)

現状・課題・方針		指標 (KPI)【割合】					
現 状 令和2年度(2020)の男女共同参画市民意識調査における、「ワーク・ライフ・バランスの認知度」「女性が仕事を続けやすいと感じている人の割合」「家庭において男女が平等であると感じている人の割合」「職場において男女が平等であると感じている人の割合」「地域社会において男女が平等であると感じている人の割合」は、いずれも目標値の達成に至っていない。 課 題 「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった性別による役割分担意識に否定的な人の割合は70%を越しているが、家庭・職場・地域において男女平等であると感じている人の割合と女性が仕事を続けやすいと感じている人の割合は半数にも達しておらず、引き続きワーク・ライフ・バランス、男女共同参画、女性活躍の普及啓発が必要である。 方 針 職場に対しては、経営者、管理職、従業員に対する講座開催や労働基準法、働き方改革関連法、男女雇用機会均等法に関する広報・情報提供を実施する。また、家庭・地域に対しては、コミュニティセンター等と連携した出前講座の開催や女性活躍、男性・夫婦を対象とした家事育児参画等の講座の開催及び広報啓発に努める。	項目	現状値	目標値				
		R2年度 (2020)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	ワーク・ライフ・バランスの認知度	66.1		70			
	女性が仕事を続けやすいと感じている人の割合	31.3		40			
	家庭において男女が平等であると感じている人の割合	39.7		50			
	職場において男女が平等であると感じている人の割合	39.8		50			
	地域社会において男女が平等であると感じている人の割合	38.7		50			

公式 LINE を利用した子育て情報の発信

(単位：人)

現状・課題・方針	指標 (KPI) 【公式 LINE の子育て情報登録者数】					
現 状 令和5年(2023)10月から公式 LINE のセグメント配信により行事やイベントの効率的な発信を実施している。 課 題 子育て情報登録者数は、まだ多いとは言えず、公式 LINE の周知が必要である。 対 応 各種イベント等での周知や、広報等で周知を行う。	現状値	目 標 値				
	R5年度 (2023)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
	1,583	2,300	2,800	3,300	3,800	4,300